清和大学短期大学部
自己点検・評価報告書

令和５年６月

【基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果】

［テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神］
［区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神が確立している。］
※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］
(1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
(2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
(3) 建学の精神を学内外に表明している。
(4) 建学の精神を学内において共有している。
(5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準Ⅰ-A-1 の現状＞
(1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
学園創立者の故真板益夫は学徒出陣により空の有志として出征し、九死に一生を得て生還した。あらゆる面で非常に尊い経験を積み、その中からこの世でもっとも大切なことは、人の真心であることを確信した。帰還直後の昭和 21 年 3 月に「真心教育」の理想実現を目指し木更津英語教習所を、昭和 26 年 4 月に木更津家政女学校を設立した。昭和 35 年には学校法人君津学園が認可された。以後、木更津中央高等学校、清和女子短期大学、清和女子短期大学附属高等学校、清和女子短期大学附属幼稚園、市原中央高等学校、清和大学を設置した。木更津中央高等学校と清和女子短期大学附属高等学校は統合され、現在の木更津総合高等学校になった。清和女子短期大学は、平成 15 年 4 月に清和大学短期大学部と名称を変更し、現在に至っている。あわせて清和女子短期大学附属の八重原、畑沢、金田各幼稚園は、清和大学附属八重原、畑沢、金田幼稚園と名称を変更した。
従って清和大学短期大学部の建学の精神は、「真心教育」であり、「真心教育」は君津学園全体の建学の精神である。「真心教育」とは、人間性の全人的形成を目指してそれぞれの個性が持つ立派な可能性を自然に開発伸長できるように育成する教育であり、その内容は、次のとおりである。
一、社会の良心となる人物の育成
二、心身健康な明るい青年の育成
三、知育偏重、画一主義の排除
四、唯物主義、唯物史観の世界観を教育の根底としない
五、個性の伸長と可能性の発現に努める
六、事に処するに積極能動的な人物の育成
七、霜雪にくじけない強靭な魂の育成
また、「真心教育」を実践する際のわかり易い指針として、次の 3 点を挙げている。
一、社会の良心たる人物となれ
二、困難にくじけない逞しい人物になれ
三、大いなる真実の自己に生きよ
この建学の精神に基づき、人間性の全人的形成、及び個人の可能性の開発伸長を

通じて、社会人として充分貢献しうる資質の涵養を行うことが、基本となる教育理念として確立している。

（2）建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。

戦後、教育基本法が施行されたのが昭和 22 年。君津学園の第一歩である木更津中央高等学校が設立されたのが昭和 38 年。真板益夫が『真心教育の本義』を著したのが昭和 58 年。そして現行の教育基本法は平成 18 年に改正されている。

現教育基本法と旧教育基本法を比較しながら真板益夫の「真心教育」について述べる。旧教育基本法の第二条は「方針」に対して新教育基本法では「目標」として明確に方向性を打ち出している。その一番の特色が第一項で、知育・徳育・体育の三育を教育の基本原理として明確化している。戦後すぐに出された旧教育基本法では「道徳心」という言葉は盛り込まれず、また「知育」「徳育」「体育」と三育を明確に打ち出すことができなかった。

しかし、現行の教育基本法は「道徳心」という言葉を提示し、第二条第二項から第五項までの内容もほぼ「徳育」の内容と言って良いほど詳しく述べられている。徳育は、「社会（その国、その時代）が理想とする人間像を目指して行われる人格形成」の営みであり、幅広い知識と教養、豊かな情操と道徳心、健やかな身体をはぐくむという、知・徳・体の調和ある人格の完成を目指す教育の根幹を担うものであると言える。「真心教育」では教育基本法の「知・徳・体」すべてを大切にするが、「徳」を根幹として考える。心がすべての始まりである。三輪車に例えるならば、前輪が「徳」であり、後輪が「知・体」である。自分の人生の方向性を決める前輪が「徳」すなわち「真心」であると考える。真板は知育偏重教育に対して次のように言う。「現在の学校では知育偏重、詰め込み教育だけがあって、画一主義一点張りの教育ということだけがまかり通っていて、個性を、そして個人の可能性を引き出す教育は今日では難しい課題となっています」。真心教育七箇条の三、四でも知識偏重、画一主義、唯物主義、唯物史観を否定し、心を育てる徳育の重要性を訴えている。

真心教育七箇条の三、四以外は教育基本法の教育の目標五項目と方向性はほぼ同じである。どちらも全人教育、人格教育を目指すものである。改正教育基本法施行の 23 年前に真板は著書『真心教育の本義』で明確に打ち出している。

また、「真心」を道徳性と捉えるならば、学習指導要領で示されている内容項目のひとつという偏狭な概念ではなく、A.主として自分自身に関すること、B.主として人との関わりに関すること、C.主として集団や社会との関わりに関すること、D.主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること、のすべてを包括する概念である。このように建学の精神は教育基本法の方向性と一致しており、公共性を有していると言える。

また、令和 4 年度の卒業生は公立保育園 6 名、私立幼稚園・幼稚園型認定こども園 16 名、私立保育園 26 名、幼保連携型認定こども園 5 名、社会福祉施設 13 名、インターナショナルプリスクール 1 名、一般企業 2 名と多岐にわたって就職している。そして 1 名は大学に編入、進学をしている。

そのような広く社会に貢献できる人材を育成していることからも、私立学校の建学の精神として公共性を有していると言える。

(3) 建学の精神を学内外に表明している。

建学の精神は本学「ホームページ」ならびに「大学案内」に掲載し、学外に向けて発信している。また清和大学短期大学部を含む君津学園の広い敷地の随所に「真心」の碑や「真心の塔」「真心池」「真心道場」など真心の名を冠とした施設や看板等が多数あり、来校者に向けて建学の精神を発信している。また、最寄り駅である木更津駅構内にも大きな看板を設け、道行く人にも発信をしている。

(4) 建学の精神を学内において共有している。

入学式、新入生オリエンテーション、館山集中授業、清和祭（学園祭）、卒業式、卒業記念発表会といった式典や学校行事の際に、建学の精神と学園の伝統について学長による講話の時間を設けて学生ならびに教職員に伝えている。また「学生便覧」にも掲載している。

平成 27 年度からは君津学園キャンパス内の各校舎の随所に、故真板益夫筆による「凡事徹底」と記したポスターを掲示し、教職員、学生、生徒に「真心教育」の具体的な行動指針を示している。

一、教師は、率先垂範を旨とし、「まごころ教育」を実践する。

二、生徒（学生）は休まず、遅れず登校し、話をよく聞き、全力を尽くす。

三、身だしなみを整え、相手の心に届くように笑顔を湛えて挨拶する。

四、心を込めて、校舎内外に行き届いた清掃をする。

そんな当たり前のことを、当たり前に行う。これが成功の秘訣である。

名誉理事長 真板益夫

大学全入時代を迎え、一部の教科に関して基礎学力に若干不安を覚える学生が在籍している現状があることは否めない。専門的な領域を教育すると同時に基礎学力の徹底や生活指導を丁寧に行うこと等、教員に求められる教育活動の範囲は増加傾向にある。しかし、一人ひとりの学生の可能性を開発し、豊かに成長させる責任を持つことは当然である。学園創立者の故真板益夫は生前教職員を前に「学生、生徒に対し、常に目をかけ、声かけ、手をかけろ」と訓示した。この真板益夫の言葉の実践こそが「真心教育」そのものであると教職員は理解し、ここでも創立者の建学の理念を共有している。

清和大学短期大学部校歌にも「真心教育」の理念の下、真理を探究し、身の修養に懸命に努力する若人の姿が謳われている。学生は卒業式で 2 年間の学園生活の思い出を胸に、声高らかに校歌を二部合唱し巣立っていく。これも建学の精神の確認といえる。

建学の精神を学生たちが深く学べるように令和元年度から基礎科目に 1 年次 1 単位の必修科目「真心教育」を開講している。創立者の生い立ちから君津学園創設の歴史を学び、さらに「真心」とは何かについて具体的な様々な場面を通して学んでいく。この作業を通して学生たちは自分自身の中にある真心に気がつき、その真心

で行動しようという意欲を持つようになる。以前は『真心教育の本義』という創立者の著書を配付していたが、学生にとっては難解で実感を伴った理解が難しかったため、基礎科目として学習する機会を設けた。「心がきれいになる気がする」と言った感想も散見され、令和 4 年度 FD 委員会によるアンケートにおいても、「とても当てはまる」と「ある程度当てはまる」という評価をあわせた肯定的評価の割合は 100%となり、効果をあげていることが確認できる（表Ⅰ-1）。授業満足度として計算をした場合、全科目の平均値が 90.5%であることも特筆すべきことであるが、「真心教育」が 98.9%と格段に高い数値を示していることは授業効果の大きさを表していると考えられる。

表Ⅰ-1　FD 委員会による「真心教育」授業評価アンケート結果（令和 4 年度）

	とても当てはまる	ある程度当てはまる	どちらとも言えない	あまり当てはまらない	全く当てはまらない	無回答
「真心教育」を履修して良かったと思いますか	95.4%	4.6%	0%	0%	0%	0%

（5）建学の精神を定期的に確認している。

毎年 3 月末に専任教員と非常勤教員が一堂に会し、次年度の教育課程や日程、諸注意などを共有し、確認する講師会議（兼 FD・SD 合同研修）を実施し、その中で学長からの言葉において建学の精神を教職員で検討、共有する機会となっている。

［区分　基準Ⅰ-A-2　高等教育機関として地域・社会に貢献している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。

（2）地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。

（3）教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜区分　基準Ⅰ-A-2 の現状＞

（1）　地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。

本学では、地域社会に向けた公開講座として、木更津市と連携し木更津市民を対象とした「木更津市生涯学習市民公開講座」を開講している。令和 4 年度は、宗政朱利講師による講座をオンラインで開講（表Ⅰ-2）した。

表Ⅰ-2　公開講座　開催実績（令和４年度）

月日	講座名（テーマ名）	参　加数	教員名
令　和4.11.21~11.30	木更津市生涯学習市民公開講座 地域の中の子ども家庭福祉 ～木更津市のとりくみを例として～	150	宗政朱利講師

（2）　地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。

平成 27 年に木更津東高等学校と締結した高大連携事業の一環として、毎年特設講座を開講しており、令和元年 7 月には生徒 20 数名と引率教員 4 名が来校し、本学音楽ホールにおいて古川哲也教授による「演奏法」の講座を開講した。当該講座に対する評価は生徒や教員から非常に高く、今後もこのような事業を展開することによって、幼稚園教諭や保育士に対する近隣の高校生たちの興味関心が高まることが期待されるが、令和 2 年度からコロナ禍により実施することができずにおり、令和 4 年度も同様の理由から、未実施に終わった。

地域の保育所や幼稚園、または公民館等と連携を図り研修を行っているほか、「真心教育」を謳う本学の方針から、地域だけではなく千葉県からの道徳教育に関する講座の依頼も多く、心の教育という点においても貢献している。令和 4 年度の地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体との連携実績については、表Ⅰ-3 の通りである。

表Ⅰ-3　地域・社会、教育機関、文化団体との協定実績（令和４年度）

月日	講座名（テーマ名）	参 加数	教育機関名等	教員名
令　和4.5.6	つぼみの森第二保育園保育者研修会	30	つぼみの森第二保育園	古 川 哲也教授
令　和4.9.10	ミュージックベルの活用方法について	6	志髙幼稚園	平 田 和世教授
令　和5.3.18	パパ育児のススメ	40	木更津市立中郷公民館	古 川 哲也 教 授 後 藤 紗織 准 教授
令　和4.7.12	道徳校内授業研究会（匝瑳市立八日市場第一中学校）	12	八日市場第一中学校	柴田克特 任 教授

令　　和4.8.4	木更津市夏季教職員道徳研修会（道徳好きな子どもを育てる授業の創造）	78	木更津市教育委員会	柴田克特任教授
令　　和4.10.11～24	千葉県小学校等道徳教育推進教師研修会 兼 文部科学省「道徳教育パワーアップ研究協議会」オンライン	759	千葉県教育庁教育振興部	柴田克特任教授
令　　和4.10.14	千葉県 特色ある道徳教育推進校における道徳公開研究会（匝瑳市立八日市場第一中学校）	120	千葉県教育庁教育振興部	柴田克特任教授
令　　和4.11.4	いじめ撲滅集会（木更津第一中学校）	270	木更津第一中学校	柴田克特任教授
令　　和4.1.12	道徳性を育てる道徳の授業	76	千葉県教育研究会君津支部道徳研究部会	柴田克特任教授
令　　和5.2.8	心の響く道徳授業の指導	58	千葉県教育研究会市川支会	柴田克特任教授
令　　和5.2.22	ＳＯＳの出し方教育（木更津市立波岡中学校）	220	木更津市社会福祉協議会	柴田克特任教授
令　　和5.2.8	社会福祉の歴史（茂原市外房学園）	100	千葉県健康福祉部高齢者福祉課	劉光鍾講師
令　　和4.9.10	5 台のピアノ　50 指が奏でるスウィート・トーン	300	公益財団法人君津市文化振興財団･君津市教育委員会	鈴木希実助教

（3）教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

学生のボランティア活動はハンドベル部の活動が顕著である。令和 3 年度はコロナ禍の影響で、学外への訪問活動はほとんど行えなかったが、令和 4 年度の活動実績は表Ⅰ-4 の通りである。学内の行事に留まらず、地域の行事や福祉施設等からの依頼にも応じて演奏に出かけている。いずれのイベント主催者からも同クラブの演奏は非常に高い評価を受けている。令和 4 年度のクリスマスコンサートは、12 月 17 日に行い、来場した 100 名を超える地域の方々にハンドベルの魅力を伝えることができた。

また、教員や学生が「木更津こども祭り」（主催：木更津こどもまつり実行委員会、後援：木更津市、木更津商工会議所）に参加し、企画運営したダンボール迷路においては 1,000 名以上の子ども達たちが参加し、遊びに関わっている。また教員

では地域のコミュニティスクールの運営に関わったり、地域の子どもたちの学習支援のボランティアも行っている。教員の社会的活動については表Ⅰ-5の通り、君津地方の4市において社会的貢献になり得るよう積極的に取り組んでいる。

表Ⅰ-4　学生、教員によるボランティア活動実績（令和4年度）

月　日	活動内容・場所	参加者数・教員名	ボランティア先
令和4年.7.14	ハンドベルクラブ学外公演　ピッチーの丘	2年生10名・平田和世、鈴木希実	障がい者施設
令和4.11.12	ハンドベルクラブ学外公演　清風祭	2年生12名、1年生2名・平田和世	清和大学
令和4.11.19	ハンドベルクラブ学外公演　木更津こどもまつり	2年生12名、1年生2名・平田和世	木更津こどもまつり実行委員会
令和4.12.17	第13回クリスマスコンサート（ハンドベル・人形劇）	2年生17名、1年生5名・平田和世	清和大学短期大学部
令和4.12.18	ハンドベルクラブ学外公演　富浦学園	2年生12名、1年2名・平田和世	児童養護施設
令和4.12.22	ハンドベルクラブ学外公演　請西保育園（木更津市）	2年12名、1年2名・平田和世	保育所
令和4.11.19	木更津こどもまつり（企画運営：ダンボール迷路）	2年生14名・劉光鍾・中島緑	木更津こどもまつり
令和4.12.26	木更津市富来田地区学習支援ボランティア	柴田克	富来田学園学校運営協議会
令和4.5.17 令和4.12.20 令和4.12.23	木更津市学習支援ボランティア（木更津中央公民館・富来田公民館）	柴田克	木更津市社会福祉協議会

表Ⅰ-5　教員による社会貢献活動実績（令和４年度）

年度	活動内容	場所	補足	教員
令和４	君津中央病院倫理委員会委員	君津中央病院	君津中央病院	古川哲也
令和４	富津市子ども･子育て会議委員	富津市役所	富津市子育て支援課	古川哲也
令和４	木更津市社会教育委員会委員	木更津市役所朝日庁舎	木更津市教育委員会	古川哲也
令和４	君津市子ども・子育て会議会長	君津市役所	君津市保健福祉部	竹内直人
令和４	関東地区私立大学教職課程研究連絡協議会 短大部会 委員	オンライン（zoom）	関東地区私立大学教職課程研究連絡協議会	佐々木竜太
令和４	千葉県児童福祉施設協議会 施設生活等評価委員会 委員	千葉県社会福祉センター	千葉県児童福祉施設協議会	佐々木竜太
令和４	木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会　委員	木更津市役所朝日庁舎	木更津市保険年金課	後藤紗織
令和４	袖ケ浦市子ども・子育て会議議長	袖ケ浦市役所	袖ケ浦市子育て支援課	加藤緑
令和４	木更津市教育委員会　委員	木更津市役所朝日庁舎	木更津市教育委員会	加藤緑
令和４	千葉県市町村教育委員研究協議会　研修	オンライン開催	木更津市教育委員会	加藤緑
令和４	木更津市総合教育会議　委員	木更津市駅前庁舎	木更津市教育委員会	加藤緑
令和４	木更津市青少年指導関係運営協議会会議　副議長	木更津市役所朝日庁舎	木更津市青少年指導運営協議会	加藤緑
令和４	木更津みらい会議	木更津中央公民館	木更津市教育委員会	加藤緑
令和４	木更津市郷土博物館金のすず協議会　委員	木更津市郷土博物館金のすず	木更津市教育委員会	前沢知子
令和４	木更津市子ども・子育て会議委員	木更津市民総合福祉会館	木更津市健康こども部子育て支援課	柴田克

令和 4	富来田学園学校運営協議会会長	富来田小学校	木更津市教育委員会	柴田克
令和 4	千葉県道徳教育懇談会 副座長	我孫子第一小学校	千葉県教育庁教育振興部	柴田克
令和 4	松本ピアノ・オルガン保存会	君津市民文化ホール	公益財団法人君津市文化振興財団・君津市教育委員会　協働事業	鈴木希実

＜テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神の課題＞

本学は平成 31 年 4 月に新校舎が竣工した。旧校舎には建学の精神を表した掲示物が豊富にあったが、新校舎においてはまだまだ不足している。日常的に建学の精神に触れやすいように随所に掲示していく必要性がある。

現在、基礎科目「真心教育」は 1 年生講義 1 単位のみである。建学の精神を徹底するためには入学時で終わりになるのではなく、2 年次においても学び直す必要がある。

リカレント教育という点においては、教員免許更新講習が終了したため、これに変わるものが必要となってくる。現状だと木更津市生涯学習市民公開講座ひとつだけであるので、出前で講座を開くか、聴講可能な講座を設定するか検討が必要である。清和大学では出前講座を提供しているがあまり需要はない状態である。しかし、まずは講座を設定し、地域社会への投げかけは必要であると考える。

学生のボランティア活動についてはハンドベルクラブの活動のみという状況になっている。園や施設と協力したり、木更津市周辺の機関と連携を図りながら在学中に最低一度はボランティア活動に取り組む体験をさせたい。もちろんボランティア活動の目的が学生としての本分に適したものであり、また本務である学業に支障がない学生に関してのみとする必要があろう。

＜テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項＞

なし

［テーマ　基準Ⅰ-B　教育の効果］

［区分　基準Ⅰ-B-1　教育目的・目標を確立している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。

(2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。

(3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

＜区分　基準Ⅰ-B-１の現状＞
(1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
清和大学短期大学部学則第１条に「目的及び使命」として次のように揚げている。

清和大学短期大学部（以下、本学）は、君津学園の教育理念である「真心教育」の精神を基本にし、清和大学及び併設の高等学校並びに附属幼稚園と相携えてこの理想を大きく達成せんとするものである。本学の教育は、短期大学の趣旨に則り、良き教育者・保育者として成長せしめることを目的とし、真心を培い、人格を陶冶し、実際生活に必要な能力を育成し、社会有為の人間として人類の幸福と文化の進展に寄与することを使命とする。

このように、本学の教育目的は生涯にわたる人間形成の基礎を培う乳幼児期の教育を担う保育士や幼稚園教諭、さらには社会人として充分貢献しうる資質の涵養を目的にすることにある。本学はこども学科を有し、幼児教育及び保育に携わる保育者を養成する短期大学として認可を受けている。幼稚園教諭二種免許状、保育士登録資格の２つの免許資格を取得できることから、こども学科として総合的に教育目的並びに目標を掲げている。

《教育目的》
専門的知識の修得と技能を持つ良き保育者として、地域社会に貢献できる保育者の養成を目的とする。
《教育目標》
豊かな人間性と専門的知識・技能の育成を図り、地域社会に貢献しうる良き保育者を養成する。

ここでいう良き保育者とは、自主性・積極性を持ち、かつ客観性・柔軟性を備えて、子どもの発達状況を理解し、個別の対応ができるという「子ども理解」ができる保育者のことである。同時に、子どもの成長、発達を助け、その可能性を伸ばすために様々な働きかけができ、保護者と関わり、地域で子育て支援の担い手となる「援助者」としての能力をも合わせ持たなければならない。これらの教育目的及び目標は建学の精神たる「真心教育」に則ったものである。

(2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
これらの教育目的、教育目標はホームページ上で公開している。

(3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材育成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。
学生が幼稚園、保育所、社会福祉施設で実習を行う際には、その期間中に専任教員が巡回指導を実施している。学生の実習への取り組みを伺うと同時に、教育目的・目標に基づく本学の人材育成について意見及び感想を求め、社会の要請に応えて

いるか定期的に点検している。
　毎年実施している就職先へのアンケート調査も活用している。

［区分　基準Ⅰ-B-2　学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。］
※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
（1）短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
（2）学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
（3）学習成果を学内外に表明している。
（4）学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

＜区分　基準Ⅰ-B-2 の現状＞
（1）短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
　本学の建学の精神は「真心教育」である。この建学の精神に基づき、こども学科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを表明し、子どもたちの未来を育む幼児教育者・保育者を養成している。またディプロマ・ポリシーに基づき、幼稚園教諭二種免許状、保育士登録資格の取得を目指すためのカリキュラム編成を行っている。

（2）学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
　本学の教育目的・目標に基づき定めたカリキュラム・ポリシーで「学修成果の評価」を示している。

（3）学習成果を学内外に表明している。
　カリキュラム・ポリシーで示されている内容を具現化している清和祭（学園祭）、おはなし会、卒業記念発表会などの学校行事はすべて授業の一環として行われ、学習成果を表明する重要な機会となっている。
　清和祭（学園祭）は、従来、学友会が企画し実施していた行事であった。しかし、近隣の子ども、保護者を対象に、子ども企画等を通して、保育・幼児教育を志す学生の学習成果の発表と新たな課題を見つける機会として、平成 25 年度から「基礎演習」「専門演習」「総合保育演習」の授業の一環として実施している。但し、新型コロナウイルス感染症により令和 2 年度から 4 年度は、「清和祭」の代替として、本学附属幼稚園児を対象とした「ニコニコフェスティバル」を開催した。
　平成 24 年度から実施している「おはなし会」は、未就園児とその保護者を対象とした交流の場の提供、学生による絵本の読み聞かせ、人形劇、紙芝居など各種パフォーマンス、及び教員による保育、子育てに関する相談を行い、保育者養成校の専門性を活かした子育て支援、社会貢献活動と位置づけている。「清和祭」同様、コロナ禍によりここ 3 年間実施を見送っている。
　卒業記念発表会は、音楽・造形・身体表現系科目の 2 年間の学修成果の発表の機

会として、平成 12 年度から毎年 3 月に客席数 700 の学外施設「かずさアカデミアホール」（木更津市かずさ鎌足 2 丁目 3-9）で実施している。平成 27 年度からは卒業必修科目「卒業研究（表現）」として単位化された。発表内容は、音楽表現（ピアノ独奏・ハンドベル演奏・器楽合奏・声楽アンサンブル・合唱）、身体表現（創作ダンス）、造形表現（作品展示）の多岐にわたる。卒業記念発表会は学習成果を公表する機会となっている。

他の学習成果の表明は、卒業者数、幼稚園教諭二種免許状取得者数、保育士登録資格取得者数、並びに就職状況をホームページで公表する形で行っている。さらに、2 年次の「専門演習」において、学生ごとのこれまでの学習成果の要旨を一冊にまとめ、「専門演習要旨集」として毎年刊行している。この冊子は、学生に手渡され、図書館にも所蔵されている。

（4）学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

学習成果は、授業ごとの学習成果とカリキュラム上の学習成果に分けられる。授業ごとの学習成果は、各シラバスに示されている到達目標の達成を測ることで行う成績評価が中心であるが、前期末、後期末に実施する学生による授業評価アンケートの結果も重要な示唆を与えるものである。また、免許・資格取得に必要な実習科目（「教育実習Ⅱ」「保育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」）、「総合保育演習」並びに「基礎演習」については、全専任教員の協議で行われている。外部の実習先が評価を行う実習科目は、各実習先による評価の偏りを少なくするために実習評価についての検討を繰り返し、各評価の基準を数値として示すとともに、学内での判断基準も実習評価票に明記している。このように専任教員協議会等を通して定期的に各科目及びカリキュラム上の学習成果を点検している。

［区分　基準Ⅰ-B-3　卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）三つの方針を関連付けて一体的に定めている。

（2）三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。

（3）三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。

（4）三つの方針を学内外に表明している。

＜区分Ⅰ-B-3 の現状＞

（1）三つの方針を関連付けて一体的に定めている。

本学では、建学の精神である「真心教育」に基づき、自らへの誇りと自立の気概を持ち、良心に従って行動することのできる教育者・保育者を育成するとともに、子どもたちとより良い人間関係を築く能力の涵養を図っている。同時に教育者・保育者としての教養を高め、専門的知識と技能を習得させることで、子どもを育成する職業的専門家の養成を目指している。教育者・保育者として巣立ったとき、無限

の可能性を秘めた子どもたちのよき理解者としてその個性を伸ばすことができるような教育の実践に向けて、三つの方針を関連付けて一体的に定めている。

（イ）ディプロマ・ポリシー
清和大学短期大学部こども学科では、こどもたちの未来を育む幼児教育者・保育者として、所定の期間在学し、基準となる単位数を修得したディプロマ・ポリシーに示す学生に短期大学士の学位を授与する。
【知識・理解】
1）社会の多様なニーズに対応できる幅広い教養と豊かな人間性を備えている。
2）幼児教育・保育に関する専門的知識・技能を身につけている。
【汎用的技能】
1）さまざまな人と相互の理解を促進し、円滑にコミュニケーションを図ることができる。
2）時代の変化に適切に対応し、多角的な視点から問題を解決するための情報収集及び分析能力を有している。
【態度・指向性】
1）謙虚に自身と自らの教育・保育を見つめ、自己管理ができ、他者から信頼される態度を持っている。
2）他者と協働しながらチームとして問題を創造的に解決することができる。
【総合的な学習経験と創造的思考力】
1）「真心教育」の精神を人間性豊かな教育・保育の専門職として具現化することができる。
2）多様な学習及び実習や学校行事を通して磨かれた実践力を社会で活かすことができる。

（ロ）カリキュラム・ポリシー
清和大学短期大学部こども学科では、ディプロマ・ポリシーに示した到達目標を達成するために、カリキュラム・ポリシーの方針に基づき教育課程を編成する。
【学修方法】
1）基礎科目と専門教育科目から構成され、幅広い教養と視野、幼児教育、児童養護の基礎知識と技能の習得に効果的な学修時期、学習形式で授業を実施する。
2）学外集中授業、学園祭、お話し会、卒業記念発表会など学内行事を、アクティブ・ラーニングの重要な機会と捉え、基礎演習、専門演習、総合保育演習の課題として行う。
【学修内容】
1）幅広く深い教養を培い、豊かな人間性を涵養するための教養科目を配置する。
2）教育職員免許法施行規則ならびに児童福祉法施行規則に定められている教育内容と単位数を充足する科目を設け、幼稚園教諭、保育士として必要な専門的知識と技能を養うための体系的なカリキュラム編成とする。
3）多様な学生が自ら学修計画を立て、主体的な学びを実践できるよう、よりきめ細

かな指導を行うため「基礎演習」「専門演習」を実施する。
【学修成果の評価】
1）ディプロマ・ポリシーに示す 8 つの項目と各授業科目の「到達目標」との対応関係をこども学科のカリキュラムマップで示し、各授業科目の単位認定によりその達成状況を評価する。
2）学生の学修成果を総合的に判断する指標として GPA を活用し、「基礎演習」「専門演習」担当者が適切な個別指導を行う。
3）2 年間の学びの集大成として「卒業研究（表現）」を位置付け、総括的に評価を行う。

（ハ）アドミッション・ポリシー
清和大学短期大学部こども学科では、2 年間の学修を経て、幼児教育者・保育者として活躍することができるアドミッション・ポリシーに示す学生を受け入れる。
【知識・技能】
1）高等学校の教育課程を幅広く修得し、入学後の修学に必要な基礎学力を有している。
2）保育学の専門的な知識・技能を学修する為の基盤となる日本語運用力（文章読解力・要約力・文章表現力等）を身に付けている。
【思考力・判断力・表現力】
1）基本的生活習慣、コミュニケーション能力（自分の考えを相手に伝える、相手の質問に的確に答える等）を有している。
2）知識や情報をもとにして筋道を立てて考え、その結果を説明することができる。
【主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度】
1）幼児教育・保育、またその社会的状況に関心を持ち、将来、専門的知識を活かして社会に貢献しようという強い意欲を持っている。
2）他者と協働しながら、自らの個性の伸長と可能性の発現に努めようという意欲を持っている。

（2）三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
教務委員会並びに教育改善（FD）委員会にて 3 つのポリシーの検討を行うこととあわせて点検を行っている。また本学は、「清和大学短期大学部専任教員協議会の組織と運営に関する規則」に基づき、本学の教育研究に関する諸問題について自由に意見を交換できる場として、専任教員協議会を設置しており、3 つのポリシー及び自己点検・評価についても議論されている。

（3）三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
建学の精神を具体化したのもが教育目的・目標である。この教育目的・目標を踏まえた本学の在り方についての議論を全学的に行い、三つの方針を策定している。教育の実践においては、全科目のシラバスにそれぞれの教科の到達目標とディプロマ・ポリシーに示す各項目との対応関係を明示し、教員は学修成果の獲得に向け授

業を行っている。

（4）三つの方針を学内外に表明している。
大学案内、学生便覧、ホームページ上に明記するとともに、オープンキャンパス、入学式等でも表明している。

<テーマ　基準Ⅰ-B　教育の効果の課題>
本学では例年6月に千葉県内の幼稚園、保育所、社会福祉施設の就職説明会を実施している。数多くの園長、所長、施設長をはじめ採用担当者が参加してくださり、学生は各園や施設の待遇、勤務時間、特色についての情報収集に役立てている。このような機会に本学の教育が社会の要請に適っているかどうか、意見交換の場を設けることも可能であろう。
シラバスでは、各教科の「到達目標」が記されているが、ディプロマ・ポリシーに示す8つの項目全てが網羅されているか、年度ごとの点検が必要である。
本学は令和3年度から入学定員を100名から80名に変更した。これに伴い、三つの方針の点検が必要である。三つの方針の学外への表明は、本学の教育についての具体的な指針の表明である。現在のホームページ、大学案内での掲載に加え、更なる周知徹底を図るべく広報の在り方について引き続き検討していく。

<テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果の特記事項>
なし

[テーマ　基準Ⅰ-C 内部質保証]
「区分　基準Ⅰ-C-1　自己点検・評価活動の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。」
※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
（1）　自己点検・評価のための規定を及び組織を整備している。
（2）　定期的に自己点検・評価を行っている。
（3）　定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
（4）　自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
（5）　自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
（6）　自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

〈区分　基準Ⅰ-C-1の現状〉
（1）　自己点検・評価のための規定及び組織を整備している。
清和大学短期大学部の自己点検・評価の実施においては、「自己点検・評価委員会規則」に詳細が定められている。同規則第3条の規定により、学長、教務部長、副教務部長、学生部長、図書館長、教授会の議を経て学長が任命する教員4名（入試委員会、研究委員会、就職委員会、実習委員会の委員長）、大学短大事務局長、

学校法人君津学園事務局長から構成されている。

(2)　定期的に自己点検・評価を行っている。
自己点検・評価委員会を中心に、各委員会を通じて各担当部会の自己点検・評価を行い、また大学・短大事務局長を通じて全事務職員がそれぞれの部署についての自己点検・評価を行っている。

(3) 定期的に自己点検・評価報告書を公表している。
上記の結果を受けて、各委員会での教員で分担執筆し、前年度の自己点検・評価報告書を作成することになっている。この過程で全教員が報告書の作成に携わっていることになる。また、自己点検・評価報告書はホームページに掲載し、公表することを原則としているが、頻度は多くないといえる。

(4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
毎年度開催している FD 研修会、SD 研修会には全教職員が参加し研鑽を深めることとしており、自己点検・評価を行う機会と捉えている。

(5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
年度初めに、3 園の附属幼稚園との連携について園長、副園長等と教員との協議の場を設けており、前年度の振り返りと今年度の連携の方針、実習の内容等について話し合っていることから、自己点検・評価活動に関する意見を聴取する機会としている。

(6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。
教務、学生生活、研究、実習、入試、就職の各委員会での現状報告、課題のまとめ等は、全専任教員の参加する専任教員協議会においても報告され、教員間で共有されている。
また自己点検・評価報告書の作成には、自己点検・評価委員会と専任教員協議会を合同で行い、課題の共有を図っている。自己点検・評価報告書の作成過程で明らかとなったそれぞれの課題は、各委員会で検討され、教育課程、授業内容、学生指導、実習指導などの改善のために役立てられている。

「区分　基準Ⅰ-C-2　教育の質を保証している。」
(1)　学習効果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
(2)　査定の手法を定期的に点検している。
(3)　教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
(4)　学校教育法、短期大学設置基準の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

〈区分　基準Ⅰ-C-2 の現状〉

(1) 学習効果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。

本学の教育の質保証の取り組みとして、成績評価、授業評価アンケート、実習評価、資格取得率、就職率、学生アンケート、卒業生アンケート、就職先アンケートの実施が挙げられる。

(2) 査定の手法を定期的に点検している。

成績評価においては、各授業におけるシラバスに成績評価方法と評価基準を示し、学生の学習意欲を触発することを通して、学習目標の達成に向けて教員が授業に熱心に取り組むことで質を保証することにつなげている。また、成績評価の基準を学外の評価基準への標準化を図ることを目的に、学習成果の達成状況の指標として GPA を採用している。客観的な指標の算出方法は「学生便覧」ならびに本学 HP 上で公表している。

(3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。

学生の授業評価アンケートは実施方法・質問内容を FD 委員会を中心に、毎年検討しながら学期ごとに実施している。各授業担当者は、学生の授業評価アンケートを踏まえ、授業改善報告書を作成している。実習評価は、実習依頼先からの成績評価、及び本学実習担当教員複数による実習日誌の内容を精査し、査定している。昨今は、実習に際して事前指導、事後指導をきめ細かく丁寧に実施することを心がけており、令和 4 年度は幼稚園教諭二種免許状取得率 83.1%、保育士登録資格取得率 84.4%、実就職率 92.1%であった。

卒業時の学生アンケート、卒業生に対するアンケート、外部評価に相当する就職先アンケートも結果を分析、評価をしながら改善を図っている。これらは、就職委員会、学生生活委員会が中心となり実施している。

(4) 学校教育法、短期大学設置基準の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

本学の学則第 1 条（目的及び使命）では「清和大学短期大学部（以下本学とする）は君津学園の教育理想である真心教育の精神を基本にし、清和大学及び併設の高等学校並びに附属幼稚園と相携えてこの理想を大きく達成せんとするものである。本学の教育は、短期大学の趣旨に則り、良き教育者・保育者として成長せしめることを目的とし、真心を培い、人格を陶冶し、実際生活に必要な能力を育成し、社会有為の人間として人類の幸福と文化の進展に寄与することを使命とする。」と謳っている。これに則り、「学校教育法」「短期大学設置基準」等の法令確認・遵守を、教授会、学長室会議、理事会、評議員会等を通して適切に対応している。

〈テーマ　基準Ⅰ-C　内部質保証の課題〉

「清和大学短期大学部自己点検・評価委員会規則」で定められている委員の構成要因及び人数が実情と整合性を欠いており、早急な改正が求められる。

前回作成した「自己点検・評価報告書」は令和 2 年度版である。毎年、基準ごとの点検は欠かさず取り組んでいるが、報告書の作成には至っていない。滞ることのないように努めたい。

附属幼稚園園長等からの意見聴取に留まらず、高等学校、保育所、社会福祉法人関係者らから構成する外部評価制度について議論を進めていきたい。

三つのポリシーであるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに基づいたアセスメント・ポリシー（学習成果の評価の方針）の策定が必要である。

〈基準１　建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画〉

（a）　前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

令和元年度から卒業必修科目として 1 年次 1 単位の「真心教育」を開講した。それまでは君津学園創立者・真板益夫著による『真心教育の本義』を学生に配布していたが、学生にとっては内容が難解であり、実感を伴うまでには至らなかったため、正式な教科として学習する機会を設けた。

平成 30 年に入学定員及び収容定員の変更と小学校教職課程の取り下げに伴い、3 つのポリシーの見直しを行った。

（b）　今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

今回の自己点検で明らかとなった「建学の精神」、「教育の効果」、「内部質保証」のそれぞれの課題については、学長室会議を中心に各委員会で検討を続けていく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

［テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程］
※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
［区分　基準Ⅱ-A-1　学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。］
（1）卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
（2）卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
（3）卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分　基準Ⅱ-A-1 の現状＞
（1）卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
　清和大学短期大学部の卒業認定・学位授与の方針は、本学の学則第 1 条に謳われている「目的および使命」を具体化したものである。「目的および使命」は建学の精神である「真心教育」の精神を基本とし、良き教育者・保育者として成長せしめることを目的とし、真心を培い、人格を陶冶し、実際生活に必要な能力を育成し、社会有為の人間として人類の幸福と文化の進展に寄与することを使命とすることである。
　学則をもとに平成 28 年度から採用した「清和大学短期大学部ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）」は、平成 30 年 4 月に、それまでの児童総合学科をこども学科に名称を変更したことを受け、次の通り改訂をおこなった。

「清和大学短期大学部ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）」
清和大学短期大学部こども学科では、子どもたちの未来を育む幼児教育者・保育者として以下のような能力及び人間性を備え、かつ所定の期間在学し、基準となる単位数を修得した学生に短期大学士の学位を授与します。
知識･理解
1. 社会の多様なニーズに対応できる幅広い教養と豊かな人間性を備えている。
2. 幼児教育･保育に関する専門的知識・技能を身につけている。
汎用的技能
1. さまざまな人と相互の理解を促進し、円滑にコミュニケーションを図ることができる。
2. 時代の変化に適切に対応し、多角的な視点から問題を解決するための情報収集及び分析能力を有している。
態度･指向性
1. 謙虚に自身と自らの教育・保育を見つめ、自己管理ができ、他者から信頼さ

れる態度を持っている。

2. 他者と協働しながらチームとして問題を創造的に解決することができる。

総合的な学習経験と創造的思考力

1. 「真心教育」の精神を人間性豊かな教育・保育の専門職として具現化することができる。
2. 多様な学習及び実習や学校行事を通して磨かれた実践力を社会で活かすことができる。

また、このディプロマ・ポリシーを学生へ周知するため、入学時ならびに 2 年次進級時に行われるオリエンテーションの際には、ディプロマ・ポリシーに加え、具体的な卒業要件について（学則第 6 条）、成績評価の基準について（学則第 21 条～24 条）、また、資格取得の要件について（学則第 7 条）を合わせて提示し、説明を行っている。特に免許・資格取得の要件については、入学時のオリエンテーションで詳細に説明している。

（2）卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

この学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）はホームページにて公表している。毎年本学の教育課程を修了した学生の多くが、取得した免許・資格を必要とする職場に就職している。このことから本学の学位授与の方針は社会的に通用性があるといえる。

（3）卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

法令の改正や社会情勢の変化及び社会的要請等を踏まえつつ、教務委員会、教育改善(FD)委員会等で年度ごとに見直しも含め、検討している。

［区分　基準Ⅱ-A-2　学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。

（2）教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。

① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。

③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。

④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。

⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディ

アを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
（3）教育課程の見直しを定期的に行っている。

＜区分　基準Ⅱ-A-2 の現状＞
（1）教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
本学の教育課程は、清和大学短期大学部ディプロマ・ポリシーの各項に基づき、カリキュラム・ポリシーを次のように定めている。

◆清和大学短期大学部カリキュラム・ポリシー（教育課程編集・実施の方針）
清和大学短期大学部こども学科では、ディプロマ・ポリシーに示した到達目標を達成するために、以下の方針に基づきカリキュラムを編成しています。

学修方法
① 基礎科目と専門教育科目とから構成され、幅広い教養と視野、幼児教育、児童養護の基礎知識と技能の修得に効果的な学修時期、学習形式で授業を実施する。
② 学外集中授業、学園祭、お話し会、卒業記念発表会など学内行事を、アクティブ・ラーニングの重要な機会と捉え、基礎演習、専門演習、総合保育演習の課題として行う。
学修内容
① 幅広く深い教養を培い、豊かな人間性を涵養するための教養科目を配置する。
② 教育職員免許法施行規則ならびに児童福祉法施行規則に定められている教育内容と単位数を充足する科目を設け、幼稚園教諭、保育士として必要な専門的知識と技能を養うための体系的なカリキュラム編成とする。
③ 多様な学生が自ら学修計画を立て、主体的な学びを実践できるよう、よりきめ細かな指導を行うため「基礎演習」「専門演習」を実施する。
学修成果の評価
① ディプロマ・ポリシーに示す８つの項目と各授業科目の「到達目標」との対応関係をこども学科のカリキュラム・マップで示し、各授業科目の単位認定によりその達成状況を評価する。
② 学生の学修成果を総合的に判断する指標として、GPA を活用し、「基礎演習」「専門演習」担当者が適切な個別指導を行う。
③ 2 年間の学びの集大成として、「卒業研究（表現）」を位置付け、総括的に評価を行う。

（2）教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
このカリキュラム・ポリシーの「学修内容」にある通り、「教育職員免許法施行規則ならびに児童福祉法施行規則に定められている教育内容と単位数を充足する科目を設け、幼稚園教諭、保育士として必要な専門的知識と技能を養うための体系

的なカリキュラム編成」を行っている。

② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
幅広く深い教養を培い、豊かな人間性を涵養するため、教養科目として、本学独自科目「真心教育」をはじめ、人文科学、社会科学、自然科学の各分野の科目を配置するほか、卒業後の自分の姿を見つめる「キャリアデザインⅠ～Ⅳ」を置くなど多様な科目を設定している。
幼稚園教諭、保育士として必要な専門的知識と技能を養うため、法令に規定される科目以外に独自科目を多く設定している。1 年次「基礎演習」「総合保育演習」を教育実習と保育実習のための基礎的・全人的学習のための科目と位置づけ、全専任教員で担当し、個々の学生の学習状況の理解と課題の把握を行っている。2 年次の「専門演習」では 1 年次に培った基礎的な知識・技能をもとに、それぞれの学生の興味、関心に応じたテーマ別にゼミ活動を行っている。また、学内行事を保育者養成のための重要な学習機会と考え、学外集中授業、清和祭（学園祭）、おはなし会、卒業記念発表会を卒業必修科目の一環として行っている。
体系的な学びを学生が俯瞰できるよう、カリキュラム・ツリー、カリキュラム・マップを学生に提示しているほか、各科目とディプロマ・ポリシーの関連性をシラバスにも明記している。

③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
単位の上限についての検討を行い、「清和大学短期大学部履修規則」を改定し、令和 5 年度入学生より単位数の上限を年間 48 単位と定め、単位の実質化を図ることとした。

④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
成績評価は、学則第 8 条「単位の付与及び単位数の計算基準」と各科目シラバスの中に示した成績評価方法に則り、厳格に行われている。また、試験、レポートの 5 年間の保存を義務づけ、成績評価の妥当性を検証できる体制を整えている。さらに、「総合保育演習」「基礎演習」に関しては全専任教員が評価に参加し、授業の目標として掲げる「意欲・積極性」「表現力」「協調性」「探究心」「社会性・責任感」について教育の成果の状況を評価していることも教育の質の検証に有効である。このように、成績評価は教育の質保証に向けて厳格に適用しているといえる。

⑤シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
各科目のシラバスには、「科目名」「担当者」「履修年次」「授業形態」「必修選択の別」「授業概要」「到達目標（観点別評価方法を含む）」「授業スケジュール（授業回数、テーマ、内容を含む）」「成績評価方法（種別、割合、評価基準を含む）」「教科書」「参考書」「予習・復習」「その他」、および授業回ごとの「テ

ーマ」と「内容」が明記されている。

⑥通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
　通信による教育を行う学科は有していない。

（3）教育課程の見直しを定期的に行っている。
　学長室会議及び教務委員会において年度ごとに見直しや検討を行っている。子どもたちの未来を育むより良き幼児教育者・保育者を養成するために、効果的な開講年次、学習形式についても検討している。令和４年度には「法学（日本国憲法）」の開講年次について、教養科目を継続して履修できるよう１年次前期から１年次後期へと変更を行った。

［区分　基準Ⅱ-A-3　教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。］
※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
（1）教養教育の内容と実施体制が確立している。
（2）教養教育と専門教育との関連が明確である。
（3）教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分　基準Ⅱ-A-3 の現状＞
（1）教養教育の内容と実施体制が確立している。
　本学の教育課程における教養教育は、「基礎教育科目」として位置づけている。基礎教育科目には、幼稚園教諭免許取得に必須となる「法学（日本国憲法）」や「外国語コミュニケーション」、「体育理論」、「体育実技」、「情報処理」を含んでおり、専門教育を学ぶ際の基礎となっている。また、本学の建学の精神を深く理解し、幼児教育者・保育者としての資質を高めることを目的とした「真心教育」を卒業必修科目として配置している。その他、倫理学や文学、社会学、生物学、生活科学など、人文系・社会学系・自然科学系の教養科目を設置し、幅広く教養教育を受けられる機会を設けている。

（2）教養教育と専門教育との関連が明確である。
　基礎教育科目には、幼稚園教諭免許取得に必須となる「法学（日本国憲法）」や「外国語コミュニケーション」、「体育理論」、「体育実技」、「情報処理」を含んでおり、専門教育を学ぶ際の基礎となっている。また「基礎演習」では、短期大学生として学ぶ上で必要なコミュニケーション能力や文章表現能力等を身につけることをねらいとし、2 年時に配置されている専門教育科目の「専門演習」において、それをさらに深めていくという関連性をもっている。

(3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。
基礎教育科目においては、他の科目と同様、授業評価アンケートを実施し、そのアンケートから次年度以降の授業実施について検討する改善報告書の作成を担当教員に求めており、その都度改善につとめている。

［区分　基準Ⅱ-A-4　教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。］
※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
(1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
(2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分　基準Ⅱ-A-4 の現状＞
(1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
職業教育については、基礎教育科目の「キャリアデザイン」を中心に展開している。「キャリアデザイン」は 1 年次前期の「キャリアデザインⅠ」にはじまり、1 年次後期の「キャリアデザインⅡ」、2 年次前期の「キャリアデザインⅢ」、2 年次後期の「キャリアデザインⅣ」と各期に配置され、2 年間を通じて連続的・段階的に職業や実際生活に必要な能力の育成が図られている。また、本学の学生の多くは幼児教育者・保育者として働くことを目指していることから、特に専門科目の「総合保育演習」（1 年次通年）においては、附属幼稚園での一日実習や近隣の幼稚園や保育所、社会福祉施設の見学等を実施し、将来を見通した学びが深まるような機会を積極的に設けている。

(2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。
「キャリアデザイン」においては、他の科目と同様、授業評価アンケートを実施し、そのアンケートから次年度以降の授業実施について検討する改善報告書の作成を担当教員に求めており、その都度改善につとめている。

[区分　基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]
※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
(1) 入学者受け入れの方針は学習成果に対応している。
(2) 学生募集要項に入学者受け入れの方針を明確に示している。
(3) 入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
(4) 入学者選抜の方法は、入学者受け入れの方針に対応している。
(5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。

(6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
(7) アドミッション・オフィス等を整備している。
(8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
(9) 入学者受け入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分　基準Ⅱ-A-5 の現状＞
(1) 入学者受け入れの方針は学習成果に対応している。
入学者の受け入れは、2 年間の学習を経て幼児教育者・保育者として活躍できるような学生の受け入れを基本方針としている。幼児教育者・保育者として必要な資質・能力として
① 学習のための基礎学力や、学習の基盤となる日本語運用力などの知識・技能
② 思考力・判断力・表現力が問われるコミュニケーション能力
③ 将来の自分の姿を見据え、主体性を持って多様な人々と協働して学ぼうとする態度を挙げている。

(2) 学生募集要項に入学者受け入れの方針を明確に示している。
平成 30 年度に学科名をこども学科に変更したことに伴い、アドミッション・ポリシーの見直し・検討を行った。さらには令和 3 年度の入学定員変更に伴い見直し、大学のホームページや大学案内・募集要項に明確に示している。

アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）
清和大学短期大学部こども学科では、2 年間の学修を経て、幼児教育者・保育者として活躍することができる以下のような学生を受け入れます。
【知識・技能】
（１） 高等学校の教育課程を幅広く修得し、入学後の修学に必要な基礎学力を有している。
（２） 保育学の専門的な知識・技能を学修する為の基盤となる日本語運用力（文章読解力・要約力・文章表現力等）を身に付けている。
【思考力・判断力・表現力】
（１） 基本的生活習慣、コミュニケーション能力（自分の考えを相手に伝える、相手の質問に的確に答える等）を有している。
（２） 知識や情報をもとにして筋道を立てて考え、その結果を説明することができる。
【主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度】
（１） 幼児教育・保育、またその社会的状況に関心を持ち、将来、専門的知識を活かして社会に貢献しようという強い意欲を持っている。
（２） 他者と協働しながら、自らの個性の伸長と可能性の発現に努めようという意欲を持っている。

(3) 入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

入学前の学習成果の把握・評価は、提出された調査書・エントリーシート・面接試験から判断している。調査書からは、成績・出席状況・クラスやクラブ活動における対人関係、エントリーシートからは幼児教育者・保育者を目指す意思や保育への関心等の評価を行っている。

(4) 入学者選抜の方法は、入学者受け入れの方針に対応している。

入学者選抜の方法は、推薦・AO・一般・社会人自己推薦としていたが、令和 2 年度入学試験より AO 入試の中に「房総地域密着 AO」の制度を新たに設けた。また、令和 3 年度入学試験より AO を廃止した新制度での入試を行っている。

また、社会人自己推薦型選抜受験者の条件について見直しを検討し、令和 5 年度の入試より実施出来るよう規則の改正を行った。

全ての入試区分において、事前提出書類は項目ごとに同一教員が採点し、選考基準を明確にしている。面接試験では基本的質問事項として、①志望理由、②取得希望免許資格、③高校生活について を必須事項とし、観点を細かく示した採点表を用い、公平・公正な評価に努めている。

(5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。

面接試験では、高大接続の観点から十分な時間を確保し、自由な発言を引き出し、多様な人物評価に反映させるよう考慮している。また、令和 3 年度入学試験より選抜方法の見直しを行い、面接試験だけではなく選択試験（プレゼンテーション、事前提出型レポート試験、音楽表現、ダンス）を課し、より多面的・総合的に評価をできるようにした。また、第 1 種から第 3 種だった奨学生制度の区分を、第 4 種まで枠を広げ、名称を特待生制度と変更した。同時に令和 2 年度入学試験から運用している資格取得により受けられる優遇制度も見直し、被服製作技術検定、食物調理検定、保育技術検定、実用英語技術検定（又は GTEC）のみだった区分を、漢字検定準 2 級取得者までを優遇の対象者とすることとした。また面接終了後には教員全員で情報を共有し、入学後の指導に繋がるように備えている。

(6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。

授業料、その他入学に必要な経費については、大学案内、学生募集要項に明示している。

奨学生給付制度、資格取得による優遇制度、併設校優遇制度についても大学案内、学生募集要項に示している。

学外奨学金制度である学生支援機構による制度、千葉県・県内各市町村による公的就学資金貸付制度の説明も行っている。令和 4 年 11 月より始まった木更津市の貸付制度は、年度途中ではあったが利用方法について丁寧に周知説明した。また、社会人自己推薦型選抜を経た入学者に対する学費減免の内規を作成した。

令和元年に発生した台風により罹災した学生向けに給付奨学生制度を制定した。

また、令和 3 年度入学試験から遠隔地学生に向けた「通学定期代補助制度・一人暮らし応援プラン」の新制度が加わったことを周知説明した。
　また、総合型選抜Ⅰ期・指定校制学校推薦型選抜・社会人自己推薦型選抜の入学検定料に関して、減免の内規を制定し、令和 5 年度より実施の予定である。

（7）アドミッション・オフィス等を整備している。
　アドミッション・オフィス等の整備に関しては、君津学園で設置する入試広報センターと入試委員会が連携し業務を行っている。頻繁に両者で会議を持ち、入試の在り方、オープンキャンパスの運営や高校での説明会をはじめ、大学案内パンフレットも双方の協力のもと制作している。

（8）受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
　受験に対する問い合わせ（窓口・電話等）は、入試広報センターで適切に対応している。
　奨学金の対応に関しては、窓口となる学務課学生係が対応している。また、オープンキャンパスなどでの入学希望者や保護者からの質問には、全教職員で分かりやすく親身に個　別対応をしている。

（9）入学者受け入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。
　毎年、併設高等学校教員と君津学園広報センター職員、入試委員で懇談会を開催し、入学者受け入れの方針などの意見聴取を行い定期的に点検している。また、教職員が高校を訪問する中で、各高校側から意見を聴取し、入試委員会に報告し検討を行っている。

［区分　基準Ⅱ-A-6　短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。］
※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
（1）学習成果に具体性がある。
（2）学習成果は一定期間内で獲得可能である。
（3）学習成果は測定可能である。

＜区分　基準Ⅱ-A-6 の現状＞
（1）学習成果に具体性がある。
　本学における、幼稚園教諭免許状の教職課程、保育士登録資格の保育士養成課程は、文部科学省及び厚生労働省による関連法令・規則に則った上で、本学ディプロマ・ポリシーに掲げる「こどもたちの未来を育む教師・保育士」としてふさわしい 5 つの具体像（「こどもの成長に関わる使命感、責任感を身につけている」「幼児教育、保育に関する幅広い専門知識と実践力をもつ」「「真心」の精神を幼児教育・保育の専門職として具現化していくことができる」「問題を発見し、他者と協働しながら創造的に問題を解決していくことができる」「よりよき地域社会の形成に

貢献できる能力・態度を身につけている」）を達成するために、本学独自の科目である「総合保育演習」「基礎演習」「専門演習」などを設定し、具体性のある教育課程が組まれている。

本学教育課程で身に付けた、知識・能力・姿勢を踏まえて取得した免許資格を必要とする職場に多くの卒業生が就職し、また、卒業生に対する就職先からの評価を見ても学習成果の具体性は高いといえる。

(2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。

免許・資格を取得して卒業する学生の割合が高いこと、免許資格が必要な職場に就職をする卒業生の割合が高いことからも、就学期間内での学習成果の達成や知識・能力の習得が十分に可能であり、また、実際的な価値があるものといえる。そのためにも、「態度・姿勢に関する 5 つの評価項目」について、各教科の内容と目標に合わせて、態度・姿勢に関する評価の割合や目標を明示するような修正が必要であろう。

(3) 学習成果は測定可能である。

本学では平成 27 年度より、学生情報及び出欠席、成績評価等を学内ネットワーク上の教務システムで行っている。このシステムを利用して平成 31 年度より GPA を成績通知書、成績証明書に表示したことにより、学生の学習成果が見えやすくなった。また令和 5 年度より、GPA の成績評価を、ディプロマ・ポリシーごとの学習成果として数値化して表し、学生に提示し、学習指導に役立ていく予定である。

［区分　基準Ⅱ-A-7　学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。

(2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。

(3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

＜区分　基準Ⅱ-A-7 の現状＞

(1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。

本学は、平成 31 年度より GPA 制度を導入し、成績上位者に対しては 2 年次の奨学生選考等に、成績下位者に対してはゼミ担当を中心に次学期の履修登録までに指導・助言を行い、学習指導に活用している。また、資格の取得率や学生個人の「履修カルテ」の記載事項を通しても、学生の学びの状況を適宜把握している。

(2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学な

どへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
学期ごとに行う授業評価アンケートの中に、学生自身の学びの姿勢などを振り返る項目を盛り込んでいる。また、卒業時に行う卒業生アンケートの中で2年間の学びを振り返る事項を加えている。いずれのアンケート結果についても教員の中で、共有し、次学期、次年度に向けての対策を講じている。
学習成果の把握のために授業ごとの観点別達成状況、学業成績(各科目成績評定・取得単位数)に加えて、学生による授業アンケート、卒業生アンケート（卒業時に行うアンケート）、就職先へのアンケートも活用している。

（3）学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。
量的・質的データに基づき評価しているといえるが、公表には至っていない。そのためにも、より強力に内部質保証活動に活かし、教育の質を保証していくために、三つの方針を基盤とする評価指標を定めたアセスメント・ポリシーを策定することが求められる。

［区分　基準Ⅱ-A-8　学生の卒業後評価への取り組みを行っている。］
※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
（1）卒業生の進路先からの評価を聴取している。
（2）聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分　基準Ⅱ-A-8の現状＞
（1）卒業生の進路先からの評価を聴取している。
平成18年度より、卒業生の就職先にアンケート調査を実施している。就職した年度の3月に調査を依頼し、1年間の勤務を通して勤務先がみた卒業生の勤務態度や状況、勤務先から本学に対する就職や採用にあたっての意見、要望について回答を求めている。

（2）聴取した結果を学習成果の点検に活用している。
学習成果の点検に活用するため、本アンケートの項目では、採用先において「重視する資質について」を設けている。具体的には、「思考力・素直さ、行動力、実行力、機転・応用力、優しさ、明るさ、言葉づかい、礼儀、健康状態、文書作成能力、パソコン操作能力、自動車運転免許保有の有無」の12項目について、5段階にて回答する形式としている。この調査により、就職先ではどのような人材を求めているのか、そのイメージを把握することができる。このアンケート結果は、学長、教員、事務職員で共有し、学生指導や就職指導、教育内容の改善に生かしている。また、卒業生に対しても1年間の勤務を通してのアンケート調査を実施しており、学習成果の点検をするための一助としている。

＜区分　基準Ⅱ-A　教育課程の課題＞
卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）をより丁寧に学生に示して

いくことを継続し、法令の改正や社会情勢の変化及び社会的要請等に応じて柔軟に検討する試みを進めていく。

基礎教育科目については、社会のグローバル化、複雑化、そして学問研究の高度化、専門分化が進む中で、21 世紀型の新たな教養教育の在り方が求められていることから、教養教育の在り方についての検討が求められる。

引き続き就職先への卒業生アンケートを行いつつ、その回答を経年比較することによって、本学の課題が浮かびあがり、より効果的な学生指導や就職指導につながると考える。

【テーマ　基準Ⅱ-B　学生支援】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。

② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。

③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。

④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

(2)　事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。

② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。

③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。

④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

(3)　短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。

② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。

③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。

④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。

⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

＜区分　基準Ⅱ-B-1 の現状＞

(1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

①シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。

教員は、ディプロマ・ポリシー達成のため、知識・技能の涵養、修得を目指し、

授業のシラバスに「到達目標」とその到達目標ごとに「評価方法」、また「成績算出方法」を明示し、これらに基づき、適正に評価している。

②学習成果の獲得状況を適切に把握している。

学習成果の獲得状況の把握は、令和元年度にGPA制度を導入し、より具体的な学習成果の獲得状況の指標として活用している。基礎演習、専門演習（ゼミ）担当教員が所属学生の成績、履修状況を常時確認し、さらに学期ごとに定期的な個人面談を実施することをもって適切に行っている。これに加え、教育実習、保育実習時における評価、おはなし会、清和祭（学園祭）、卒業記念発表会の活動等を合わせて、学習成果の獲得状況の把握に努めている。学生の達成度を測るため、ディプロマ・ポリシーごとのGPAを算出する方法としてディプロマ・サプリメントを令和5年度より導入する。

③学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。

教員は、前期と後期の学期ごとに学生に対して「授業アンケート」を実施しており、授業評価を定期的に受けることにより、授業内容や進め方など授業改善に活用している。「授業評価アンケート」は、授業担当者にフィードバックされ、各教員は学生の回答や意見を真摯に受け止め、授業改善の方途を見出すことができる。

④授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

授業担当者の意思の疎通、協力・調整については、年度末に次年度の専任教員と兼任教員が参加する講師会議（兼 FD・SD 合同研修）を開催し、教育目標や授業日程、授業内容の連絡調整を行っている。さらに、実習科目履修規定に関連する科目の教員については、授業内容と授業評価について適宜協議を行っているほか、複数の教員で担当するいくつかの科目について毎回授業内容についての調整を行っている。小規模短期大学の利点を活かし、情報の共有が図られている。

⑤教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

教育目標に対応した成績評価基準は、幼稚園教諭二種免許状、保育士登録資格の取得に向けた教育課程を修了することに置かれている。そのため各科目、特に実習に関連する科目の成績評価、さらに実習評価について、実習委員会をはじめとして全専任教員で確認する形をとっている。1 年次では、全専任教員が担当する「総合保育演習」と「基礎演習」、2 年次では保育実習と教育実習の実習巡回指導の協議を通じて、学生一人ひとりの成績評価を検討している。また、令和5年度より、先に挙げたディプロマ・サプリメントの集計をもとに学科全体の達成状況を把握することにしている。

⑥学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

本学では、1年次「基礎演習」、2年次「専門演習」とゼミ制を取っており、ゼミ担当者1名につき、10名以内の学生を受け持ち、教務システム上において、逐次ゼ

ミ所属の学生を中心に履修の状況を把握し、学習、学生生活について必要に応じて面談、指導を行っている。

（2）事務職員は学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
①所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
事務職員の事務内容及び分掌につては、「清和大学・清和大学短期大学部統合事務組織及び事務分掌規程」において、業務の内容及び分担が規定され、事務が執行されている。総務課、学務課、入試広報センター、進路指導室、図書・情報センターでは、関連する委員会活動において、教員と連携をとりながら学生の学習成績を確認し、学習成果の獲得に貢献するよう努めている。

②所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
教育目的・目標の達成状況については、学生の単位取得状況、卒業生アンケート、就職先へのアンケートの結果を事務職員が所属する各委員会で共有している。また、教授会の議事内容を事務職員も共有して職務にあたっている。

③所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
出欠状況に関しても教職員で共有し、必要がある学生に対してはカウンセラーによる面談を行うなどしている。事務職員の職務については、毎年実施する「学生生活満足度調査」の結果を参考に改善を図っている。
学務課において、「学生便覧」を作成し学生全員に配付している。便覧には、学習の目的や取得可能な免許や資格、卒業条件や資格要件、履修方法、試験や評価等について記載している。新入生については、学生便覧をもとにガイダンスを実施して支援を行っている。

④学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
学校教育法施行規則第 28 条ならびに「清和大学短期大学部文書保存規則」に基づき成績記録を保管するとともに、試験、レポートについても 5 年間の保存を義務づけるなど成績評価の妥当性を検証できる体制を整えている。

（3）短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
①図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
図書館では、学生の学習向上のために、特に幼児教育、保育に関する書籍・DVD などの充実を図っている。

②教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
図書館には、図書館司書職員を配置している。図書館管理システムとして LibMax [ライブマックス]を導入し、オンラインデータベースや OPAC(Online Public Access

Catalogue)検索システムにより、学内端末からだけでなく本学ホームページからも清和大学短期大学部図書館蔵書検索が行えるようにし、利便性の向上を図った。蔵書については、教員より推薦図書を挙げ、図書委員会を中心に検討を行っている。また、シラバスを参考に本学の授業内容の把握に努め、その理解を促す参考書の受入を行うなど履修及び卒業に至る直接的な支援を行っている。教育・保育に関する資料の充実を図り、学生の学習向上のために支援を行っている。特に、学生の利用の多い絵本・紙芝居や学習・保育指導案アイディア集などの資料及び採用試験に関する図書を検索しやすいよう配架している。新着図書コーナーを設け、授業の参考図書コーナーや、雑誌等多くの資料も紹介している。また、併設校である清和大学と図書館システムを共用しており、学生の幅広い関心にも応えることができている。

③教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。

教職員は、授業で使用する教材の作成や委員会活動・学内外との連絡等に、学内のコンピュータを大いに活用している。「情報処理」の授業では、ファイルサーバー内の教員用フォルダを活用した学生のレポート提出が行われており、他の授業においてもこのような利用が広がっていくことが期待されている。また、1205 教室(大学と共用）には PC37 台（学生用 36 台、教員用 1 台）、1206 教室（大学と共用）には PC41 台（学生用 40 台、教員用 1 台）、合わせて PC78 台（学生用 76 台、教員用 2 台）、 DVD、Blu-ray、Video などの視聴覚機器も設置し、「情報処理」の授業だけでなく、他の科目の授業でも活用されている。

④教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。

学内 LAN は、100/1000Mbps の規格のものを敷設し、校舎内は Wi-Fi を導入し、学生、教職員が自由に利用できる。図書館内の 9 台の PC は常時、1205 教室、1206 教室（大学と共用）の PC は授業使用時以外学生に開放し、課題作成や情報収集の場として提供している。また、学生貸出用ノート PC10 台、iPad20 台を保有している。ネットワークに関する学生のサポートは情報技術統括・システム管理者の教員と、情報センター職員で対応している。また導入した教務システムにより、教育課程など教務関係と学生支援関係のコンピュータを活用したシステムを統合的に活用して、より充実した学生への指導と支援にあたることで学習成果を高めることが可能である。

⑤教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

情報技術統括・システム管理者の教員と、情報センター職員は、教職員のコンピュータ利用をスムーズに行えるネットワーク環境を整備するとともに、教職員から寄せられる質問に答え、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

［区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。］
※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
（1）入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
（2）入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
（3）学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等
を行っている。
（4）学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
（5）基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
（6）学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
（7）通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の
体制を整備している。
（8）進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
（9）留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
（10）学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

＜区分 基準Ⅱ-B-2 の現状＞
（1）入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
入学手続き者に対しては、年度初頭のスケジュール等を案内するとともに学生生活に関する情報を提供している。また入学手続き者に対し、入学前教育として、幼児教育や保育の現場で日常的に使用される漢字の練習や作文教育、また希望者に対してピアノの事前指導を実施し、入学後の学習への動機づけを行っている。

（2）入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
入学者には、毎年学習に関すること、学生生活に関することのオリエンテーションを実施している。オリエンテーションでは、冊子「オリエンテーション資料」を配布し、「学生便覧」に掲載されている学習の目的や取得可能な免許資格、卒業条件や資格要件、履修方法、試験や成績評価について教員が説明をしている。ほとんどの学生が免許・資格を取得することから、オリエンテーションでは特に教職課程科目と保育士養成科目の位置づけや取得のために必要な単位数、科目選択における注意点を丁寧に説明している。説明に加え、履修登録時に不備がないよう、教務委員を中心に学生の相談にのりながら履修登録作業をおこなっている。この説明は入学時のオリエンテーションのみならず、1 年次後期、2 年次前期、2 年次後期と各期のはじめに、再度説明をおこない、学生への周知徹底をはかっている。

（3）学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。

新入生に対しては、入学式の当日に新入生オリエンテーションを実施し、履修の手引き、シラバス、時間割等の資料を用いて、取得できる免許・資格や科目の履修方法、科目の選択や学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法等について、丁寧に指導している。また、学期の始めに学年ごとの履修ガイダンスを行い、学生が履修状況を確認したうえで学びの深化につながる科目の選択ができるよう指導している。

(4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェヴサイトを含む）を発行している。

「学生便覧」はウェブサイト上で公開し、学生が必要な時に必要な情報を確認できるよう配慮している。また、「学生便覧」に掲載されている学生生活や、2 年間の学習については冊子にまとめ、入学時のオリエンテーションで配布している。学年歴やカリキュラム、時間割、ハラスメント防止など、特に重要と判断するものについてはそれぞれ印刷物として発刊し、担当教員より口頭で説明をしている。

(5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。

補習授業としては、「ピアノ演奏法」において進度の遅れている学生に対し、試験課題の基準に達するよう、前期末、後期末に補習授業を実施している。その他科目においても、学生の学力に不足がみられる場合は各授業担当教員と演習担当教員が情報の共有を図り、学生に過度な負担を課さない配慮のもとで学習指導にあたっている。

(6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。

本学では 1 年次に「基礎演習」、2 年次に「専門演習」を卒業必修科目として設け、その担当教員が学習に関する悩みや不安について相談にのる体制がとられており、学期ごとに必ず個人面談を実施するなど、学生から相談がしづらいことがないよう配慮している。

(7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。

本学は通信による教育を行う学科・専攻課程を有していない。

(8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。

優秀な学生に対しては、各授業担当教員が個別に課題を課し、参考文献等を紹介するなど対応をしている。「ピアノ演奏法」においては演奏の習熟度に応じたクラス編成をおこない、個々の進度にあわせて課題曲を選定し指導するなどの対応をとっている。

(9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。

本学は留学生の受け入れおよび留学生の派遣は行っていない。

（10）学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

学生の学習成果としては、授業評価アンケートの項目で出席率や、予習復習への取り組み状況、授業に臨む態度などについて尋ね、学生自身がそれぞれの授業においてどれだけ主体的に学習に取り組んだか、フィードバックできる体制を整えている。また、令和５年度からは、学生が自身の学修成果の推移を確認し、学修内容の理解を図れるよう学期ごとにディプロマ・サプリメントを配布し点検できるよう計画している。

［基準Ⅱ-B-3　学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。］
※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
（1）学生の生活支援のための教員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
（2）クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支
援体制を整えている。
（3）学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
（4）宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
（5）通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場、駐車場の配置等）を図っている。
（6）奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
（7）学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
（8）学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
（9）留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整
えている。
（10）社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
（11）障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えてい
る。
（12）長期履修生を受け入れる体制を整えている。
（13）学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評
価している。

〈区分　基準Ⅱ-B-3 の現状〉
（1）学生の生活支援のための教員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。

学生の生活支援は教職員が一体となって行っている。学生生活支援のための教職員の組織として学生生活委員会を設置している。学生部長が委員長を務め、教授会で選出された教員と、事務組織の学務課学生係が協力して運営をしている。また、小規模な短期大学であるがゆえ、本学の専任教員は学生全員の名前と顔を把握しており、主に 1 年次に基礎演習、2 年次に専門演習（ゼミ）担当教員がその受講学生

を勉学だけではなく、学生生活全般について支援する体制を整えている。特に平成28年度からは1年次の基礎演習において、担当教員の配置をそれまでの2名体制から3名体制にし、より手厚い学生指導が可能となった。

（2）クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。

学友会は、学生総会を経て承認された会長・副会長・書記・会計・監査で組織されている。学友会の主な活動は清和祭（学園祭）の運営、卒業アルバムの作成、謝恩会の企画実施、その他クラブ活動への支援等などである。この組織を支援するのが学生生活委員会である。令和4年から学生生活委員会より学友会顧問4名を選出し、学生の相談指導の実務を行うほか、事務組織の学務課も協力して学友会を支援している。

学校行事であると同時に授業の一環として行う清和祭（学園祭）は、学友会が中心となって積極的に運営している。平成 25 年度より地域の子どもたちに向けた内容に移行して以降は、多くの子どもたちやその保護者の来場があり、学習成果の発表の場となっている。しかしながら、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症により清和祭（学園祭）を中止せざるを得ず、代替として附属幼稚園児を対象とした「ニコニコフェスティバル」を催行している。

クラブ活動は学友会主導で行われており、教員が顧問として学生の指導相談にのっている。本学は小規模な短大でありクラブ活動の数は少ないが、併設する清和大学のクラブ活動に参加することができるため、学生に主体的に活動する場を提供している。令和2年度に新たに卓球部が、令和3年度にはバスケットボール部が創設され活動をしている。平成 11 年度より活動を開始したハンドベルクラブは学内外で広く活動し、地域のイベントなどには定期的に参加している。令和2年度から令和 4 年までは新型コロナウイルス感染症により外部からの公演依頼は皆無であった。

クラブ活動の経費として認められるものについては学友会より支給しており、クラブ活動への経済的支援体制が整っている。

（3）学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。

平成 31 年度に竣工した新校舎 1 階には明るく開放的なカフェテリアがあり、手頃な価格でランチを提供している。併設されている売店では、飲み物や焼き立てのパンを販売しており、学生には人気があり売り切れることもしばしばである。
学生の休息空間として、3 階に学生ホールを設けている。ゆったりとした椅子を配置し、くつろげるスペースとなっている。自動販売機コーナーには、電子レンジを設置し、自由に使用できるようにしている。2 階のラーニング・コモンズは、授業時間以外は自由に利用できる。昼食時はもちろんのこと、グループで使用する姿が多く見受けられる。1 階から 4 階の女性用トイレにはインテリアの異なるパウダールームを設けており、学生はもちろん外部からの訪問者に好評を博している。

（4）宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。

本学に学生寮は設置されていない。学生の出身は殆どが通学可能な地域であるが、一人住まいを希望する学生も若干名在籍している。このことから、令和 3 年度から家賃を補助するための「一人くらし応援プラン」を創設した。通学時間が 90 分以上かかる学生が、木更津市内にアパートを借りて通学する場合、その代金の一部（月額 10,000 円）を補助する制度である。アパート等の斡旋は、併設の清和大学が有するアパート情報等を有効に活用している。

（5）通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場、駐車場の配置等）を図っている。

通学のために、JR 木更津駅から本学までのスクールバスを毎日運行しており、駅からの交通手段は確保されている。登校にあたっては公共交通機関を利用するのが原則であるが、地域性を考慮し学生用駐車場を完備し自動車通学も認めている。自動車通学をする学生に対しては、自動車通学許可願い及び学内駐車場使用許可願いを学務課学生係に提出させ、安全に通学するよう指導を行っている（令和 4 年度登録台数 45 台）。また、自転車・オートバイでの通学を希望する場合は、学園の駐輪場を使用することができる。

令和 3 年度から、月額 10,000 円以上の通学定期代がかかる場合はその代金の一部（月額 5,000 円で年間 10 ヶ月分まで）を補助する「通学定期代補助制度」を設けた。

（6）奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。

学生への経済的支援として、日本学生支援機構の奨学金と本学独自の清和大学短期大学部奨学生の制度があり、経済的理由によって修学を断念することがないよう配慮している。

日本学生支援機構の奨学金取得については、年度初めに希望者を対象にオリエンテーションを実施し、手続きの支援を行っている。令和 4 年度は 26 名の入学生が取得をした。

本学独自の清和大学短期大学部奨学生は、成績優秀で他の模範となる学生に対して教授会の議をもって学長が認定する。1 種奨学生は授業料を全額、2 種奨学生は授業料の 2 分の 1、3 種奨学生は授業料の 4 分の 1 を給付する。令和 4 年度は 1 種奨学生 2 名、2 種奨学生 3 名、3 種奨学生 7 名であった。また、年度途中で経済的困難に陥った学生には、学業を継続できるように学納金の特別延納等の相談に応じている。

令和 3 年度入学生からは、奨学生から特待生へと名称を変更し、新たに授業料の 8 分の 1 を給付する第 4 種特待生制度を設け、経済的支援をさらに広げることとした。

令和 4 年度からは、1 年生と 2 年生に対し木更津市保育士修学資金貸付制度が始まった。その内容は、保育士資格を取得して卒業後保育士登録を行い、木更津市内において保育士の業務に従事しようとする学生に無利子で修学資金を貸付し、一定期間市内の保育施設に勤務した場合、返還責務を免除する制度であり、他の奨学金

制度と併用可能なものである。学生の経済的支援と木更津市の保育士確保における問題解決につながる制度になっている。

（7）学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。

1 階に保健室を設置している。ベッドが 3 台あり、看護師資格を有する養護教諭が常駐している。健康管理に関しては毎年 4 月に定期健康診断を実施している。令和 4 年度は、内科検診（1 年生：4 月 5 日　2 年生：4 月 5 日）、レントゲン（1 年生：4 月 5 日）を実施した。

日本国際教育支援協会が事業を行っている学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に、入学時に全員が加入しており、学外活動、実習の際の事故に備えている。

メンタルヘルスやカウンセリングに関しては、最初に「基礎演習」「専門演習」（ゼミ）担当者が相談にのり、対応しきれない場合は、臨床経験のある教員が協力して相談を行う体制をとっている。希望者には、カウンセラーによる相談にも対応できるようになっている。小規模の短期大学であるがゆえに教員間の連携を密に取り、支援することで学生の悩み等にきめ細やかな対応をとることが可能である。加えて、「清和大学短期大学部セクシャルハラスメントの防止に関する規則」等を制定し、相談窓口を設けている。本学は 9 割が女子学生を占めることから、女性の事務職員にも協力を仰ぐ場合もある。ハラスメント防止に関しては、入学時のオリエンテーションでの指導にとどまらず、学生への周知を目的とした「ハラスメント防止・相談の手引き」を配布している。

（8）学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。

学生の意見や要望を聴取する取り組みとして、毎年卒業を目前にした 2 年生に対しアンケートを実施している。その概要は、生活環境について、学友会の活動について、短大での生活についてである。その結果は各部署で検討され、次年度の学校運営に活かされるようにしている。調査結果については、短大での学生生活において「将来に向けた良い人間関係を作ることが出来た」と回答する学生が多かったことから、学生生活における満足度の高さがうかがえる。

（9）留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。

本学では留学生を受け入れた実績がないため、特に組織的な支援体制を整備する必要は現在のところ生じていない。

（10）社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。

千葉県の職業訓練校から委託訓練生（保育士養成コース）を受け入れる体制をとっており、令和 4 年度は 16 名が在籍している。社会人学生及び委託訓練生に対しては、基礎演習、専門演習（ゼミ）担当の教員のほかに、教務部長と学生部長が中心となって、学習支援や生活支援を行っている。加えて、ジョブカード作成アドバ

イザー有資格者が就職についての支援にあたっている。

（11）障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。

平成 31 年 4 月に竣工した新校舎はエレベーター、スロープ、身障者用トイレの設置等、全面バリアフリー化されている。キャンパス内には障がい者用の駐車スペースも確保している。

（12）長期履修生を受け入れる体制を整えている。

本学では、長期履修生を受け入れる体制は、過去にそのニーズもなく現段階では整備を行っていない。

（13）学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

ボランティア等の社会的活動に対し、単位を付与する制度はない。しかし、学生の社会的活動への参加については、保育者養成校としての特性から、1 年次より授業等で推奨している。実際のボランティア活動としては、実習を行った幼稚園、保育所、福祉施設、学童保育や就職希望先に積極的に参加しているケースが多い。また、ハンドベルクラブは、地元公民館主催のイベントでの演奏活動や、近隣の福祉施設等で演奏を行っている。学生はボランティアの趣旨を理解し、積極的にボランティア活動に取り組んでいる。

令和 4 年度は、新たに毎年 11 月に開かれている「木更津こどもまつり」に参加し「ダンボール迷路」の制作や当日運営をボランティアスタッフとして参加し行っている。

［区分　基準Ⅱ-B-4　進路支援を行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。

（2）就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。

（3）就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。

（4）学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。

（5）進学、留学に対する支援を行っている。

＜区分　基準Ⅱ-B-4 の現状＞

（1）就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。

就職支援のための教職員の組織に関しては、進路指導室の事務職員 5 名及び就職委員会に所属する教員 6 名が中心となって行っている。進路指導室の代表者と就職委員会に所属する教員は毎月 1 回定例会議を行っており、定例会議では就職ガイダンスの企画、学生の就職活動情報の共有、在校生及び卒業生の就職等に関する支援

について協議している。なお、就職活動に関しては、学科の専門性に深くかかわるため、進路指導室事務職員、就職委員教員のみならず、全専任教員の協力のもとに支援を行っている。

（2）就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。

就職支援の施設整備及び学生への就職支援については、主に校舎1階にある進路指導室で行っている。進路指導室の事務職員は進路指導室に常駐し、いつでも学生からの就職・進路相談に対応できる体制を整えている（月曜日から金曜日 9：00-16：30、土曜日 9：00-12：00）。進路指導室前の掲示板に企業や法人からの求人情報を掲示するとともに、オンライン上（Google クラスルーム）に求人情報を掲載し、学生がいつでも求人情報を閲覧できるようになっている。

また、毎年千葉県内の幼稚園・保育所・認定こども園・社会福祉施設を招いた就職ガイダンス（6月に1回、7月に1回）を企画し、実施している。ほとんどの学生が幼児教育・保育に関連する職業を目指しており、幼児教育・保育についての専門的な助言が必要であることから、就職活動に関しては進路指導室と連携を取りながらゼミ担当教員が中心となって学生への助言や情報提供を行っている。

（3）就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。

就職のための資格取得及び試験対策等の支援については、1 年生対象の授業科目「基礎演習」の授業内において、学生が自己分析をしたり、2 年生の就職内定者を講師として就職活動体験談を聞いたり等、学生の就職活動につながる学びの機会を設けている。また、1・2年生の選択科目「キャリアデザイン」では公立保育所の保育者を目指す学生に向けた試験対策の授業を行っている。

就職試験対策として、進路指導室でエントリーシートの書き方やマナー、面接指導が受けられるようになっており、学生はゼミ担当教員・進路指導室の手厚い支援のもと就職活動を行っている。令和3年度・令和4年度の就職内定率は以下の通りである。

【令和3年度】

就職内定率：94%（卒業生69名、就職希望者数67名、内定者数65名）

内訳：公立保育園6名(9%)、私立幼稚園・幼稚園型認定こども園16名(25%)、私立保育園20名(31%)、幼保連携型認定こども園13名（20%）、施設6名(9%)、学童・放課後等デイサービス2名（3%）、一般企業2名(3%)

【令和4年度】

就職内定率：91%（卒業生77名、就職希望者数71名、内定者数70名）

内訳：公立保育園6名(9%)、私立幼稚園・幼稚園型認定こども園16名(23%)、私立保育園26名(37%)、幼保連携型認定こども園5名(7%)、施設13名(19%)、インターナショナルプリスクール1名（1%）、一般企業3名(4%)

（4）学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。

卒業生に対しては、就職後１年を経過した卒業生とその就職先双方にアンケートを実施している。卒業生に対してのアンケートでは、短大での学びが就職後どの程度役に立っているか、就職先の待遇や働く環境について調査している。就職先へのアンケートでは、本学卒業生の勤務態度や今後の採用にあたって求める人材などの意見を求めるもので、次年度以降の学生指導に役立てている。

（5）進学、留学に対する支援を行っている。

進学希望者は、令和３年度は該当者なし、令和４年度は１名であった。進学希望の学生に対しては、ゼミ教員及び学生の進学先に関連する専門科目を担当する専任教員が助言を行った。留学を希望する学生に関しては、令和３年度、令和４年度ともに該当者はいなかった。

＜テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

①1・2 年生の交流機会の拡充

近年は入学時の学力やコミュニケーション能力、学習に向かう意欲に個人差がみられるようになってきている。本学では、１年生が入学後円滑に学生生活に馴染むことができるよう、ゼミ毎の交流会を開催している。ゼミ担当教員ごとに 1・2 年生が集い、レクリエーションを行ったり、気軽に学生生活についての情報共有をしたりできるような場を設けてきた。新入生にとっては先輩や同級生との交流の場となり、短大生活への意欲向上にもつながっている。今後も継続して交流会を開催したい。

②特別な配慮が必要な学生に対する支援

友人関係のトラブルや家庭の事情などにより、通学が困難になる学生がいる。そのような学生に対しては、ゼミ担当教員が中心となり面談を行い、必要に応じてスクールカウンセラーと連携を取ってサポートをしている。情報共有可能な事項については専任教員協議会等において教員全員で共有し、当該学生の支援にあたっている。

また、学力面での支援が必要な学生に対しては、ゼミ担当教員が個別指導を行う等、きめ細やかな支援を行っている。

＜テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

次年度入学予定者の内希望する者に対して入学前のピアノ事前指導を実施している。これは２年間という短期間で、保育で求められるピアノの演奏技術を身につける必要がある学生に対し、少しでも早い時期からピアノに触れる機会を提供するための取り組みである。ピアノ事前指導は短大が提示した３日間（入学前の３月）で行われ、希望者全員が無料で受講できるようになっている。

また、入学予定者に対し入学前に課題（1000 字程度の作文・幼児教育及び保育で日常的に使用される漢字 100 字）を提示し、入学後の学習にスムーズに順応できるようにしている。

【基準Ⅲ　教育資源と財的資源】

［テーマ　基準Ⅲ-1　人的資源］
［区分　基準Ⅲ-A-1　教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。］
※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
（1）短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
（2）短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
（3）専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
（4）教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
（5）非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
（6）教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
（7）教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分　基準Ⅲ-A-1 の現状＞
（1）短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
　毎年、学科・専攻課程の教育課程の編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備しており、特に問題はない。

（2）短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
　本学の学科、規模に対して設置基準では次のように教員数を定めている。イ）学科の種類に応じて定める教員数 8 名。ロ）短期大学全体の入学定員に応じて定める教員数 3 名。
令和 4 年度の本学の教員組織は、専任教員が、教授 6 名（内特任教授 3 名）、准教授 2 名、専任講師 5 名、助教 1 名の計 14 名となっており、短期大学設置基準に定める教員数を充足している。専任教員の年齢構成は 60 歳代が 5 名（36%）、50 歳代が 2 名（14%）、40 歳代が 4 名（29%）、30 歳代が 3 名（21%）、29 歳以下は 0 名である。男性 5 名、女性 9 名となっている。

（3）専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
　本学では、新規採用又は昇任を求める者が、その職にふさわしい資質を有するか否かを審査することを目的に「資格審査委員会」を組織している。本学の専任教員として採用され、在職する者は、「こども学科」の教育目的・目標及びその使命について明確に認識している者でなくてはならない。同時に本学の教育分野について

広く深い専門的知識を有する者又はその分野について必要な研究能力を有する者であって、優れた教育能力を有する者であることを原則としている。職位に関して、本学では短期大学設置基準の規程に準拠した「清和大学短期大学部教員資格審査規則」を定め、教育業績、研究業績、芸術上の業績を審査している。

資格審査委員会開催にあたっては、全員が守秘義務を負うことを確認し、その任に就いている。

(4) 教育課程の編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。

教育課程編成・実施の方針に基づき、令和 4 年度は専任教員 14 名と非常勤教員（兼任講師）25 名を配置している。

(5) 非常勤講師の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。

本学では、非常勤教員についても、短期大学設置基準に準拠した「清和大学短期大学部教員資格審査規則」に基づき審査、採用している。

(6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。

現在、補助教員の配置はしていない。

(7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規定等に基づいて行っている。

専任教員の人事は、「清和大学短期大学部教員資格審査規則」及び同細則に基づいて適切に運営されている。専任教員は、原則として公募制、非常勤教員は公募制または学内公募制をとっている。採用は、資格審査委員会（議長は学長）において書類審査、二次審査（面接）、三次審査（面接）を実施し、その結果に基づいて、学長が任用候補者と面接を行い、さらに教授会に提案し、審議し決定する。令和 4 年 4 月に准教授 1 名、専任講師 3 名を新規採用した。

教員の昇任についても同じく「清和大学短期大学部教員資格審査規則」に基づき、適正に審査している。教員は昇任の意思があり、その条件が満たされると、該当年度内に自ら昇任を学長に申し出るものとしている。候補者は、資格審査基準に従って、資格審査委員会による審査を受け、教授会の審議を経て昇任の可否が決定される。承認された場合は、学長の上申により理事会の承認を得る。資格審査基準についての詳細は、「教員昇任に関する審査指針について」として平成 27 年 10 月に策定されている。

平成 31 年 4 月より新規採用の専任教員を対象に任期制を導入した。これに伴い、令和 3 年 2 月に任期制教員再任に関する審査指針を策定した。

［区分　基準Ⅲ-A-2　専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
（1）専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
（2）専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
（3）専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
（4）専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
（5）専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
（6）専任教員が研究を行う研究室を整備している。
（7）専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
（8）専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
（9）FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
（10）専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分　基準Ⅲ-A-2 の現状＞
（1）専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程・編成の方針に基づいて成果をあげている。
専任教員の研究活動（論文発表、学会活動等）は短大の教育課程の編成・実施の方針に基づいて進めている。また、ホームページ上で、個人の研究活動状況を公開している。

（2）専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
令和 3 年度、4 年度に公的研究費を獲得した専任教員はいない。

（3）専任教員の研究活動に関する規定を整備している。
研究活動に関する規定として、「清和大学短期大学部研究助成に関する規則」及び同細則等が整備されており、これらの規定に基づいて適正な研究活動が展開されている。「清和大学短期大学部研究助成に関する規則」による助成の上限は、研究費年額 200,000 円、研究旅費年額 50,000 円、研究図書費年額 50,000 円である。また、個人研究費 200,000 円のうち 50,000 円を限度として研究旅費予備費としての使用も認めている。

（4）専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
「清和大学短期大学部における研究活動上の不正行為の防止等に関する規則」を定めている。本学全体で不正防止計画を推進するため、防止計画推進部署を置き、学長室会議が担当している。防止計画推進部署では、本学教職員等に対し、研究倫理遵守のための講話を新年度に向けて開催される講師会議（兼 FD・SD 合同研修）にて行っている。

（5）専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
本学では「清和大学短期大学部紀要」を毎年発行し、教員の研究成果を発表する機会を確保している。

（6）専任教員が研究を行う研究室を整備している。
各専任教員には研究室が割り当てられており、研究室には、事務机・椅子・書架・ロッカー・ゼミ用テーブル、電話、学内 LAN 接続端子が備え付けられ、研究を行う環境が整えられている。

（7）専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
専任教員の研究活動を行う体制としては、毎週 1 日の研修日を確保しており、全教員が研修日を有効に活用し、調査・研究を行っている。また、専任教員に対しては、週に 4 日及び 24 時間の学内勤務を義務付けているが、それ以外の時間については、学外において研究活動を実施することも可能となっている。

（8）専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規定を整備している。
「清和大学短期大学部就業規則教員特則」において、夏季、冬季及び春季の休業期間中に海外に赴く際の手続きについての定めはあるが、専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規定は整備されていない。

（9）FD 活動に関する規定を整備し、適切に実施している。
①教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
FD 活動については、「清和大学短期大学部教育改善（FD）委員会」規則に基づき、教育改善（FD）委員会が組織され、授業改善に向けて活動している。前後期末に授業評価アンケートを実施し、アンケート結果の検討を教務委員会と教育改善（FD）委員会で行っている。その報告は、専任・非常勤教員が一堂に会する新年度に向けての講師会議で報告されており、教員間での情報の共有がなされている。また、学生ホールにもアンケート結果を掲示し、学生にも公表している。

（10）専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。
本学における委員会は、必要に応じて大学・短大事務局職員が出席し意見を述べている。このような活動を通じて、教職員間の協力体制が構築されていることに加え、小規模短大であるがゆえに、教職員がお互いの業務を補完し合って教育活動に取り組まねばならないことからも、専任教員と大学・短大事務局の各部署が連携して学習成果の獲得が向上するように努めている。
また、定例教授会前に開催される学長室会議には、学長、学監、管理職教員に加え、大学短大事務局長、総務課長、学務課長が出席している。ここでも学生の学習成果の獲得に向けての議論を行っており、必要な情報は事務局長、総務課長、学務課長を通して事務局職員へ伝達している。事務局職員は事務分掌による職務を通

じ、学生の学習成果の獲得に貢献している。

［区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習効果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。］
※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
(1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
(2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
(3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
(4) 事務関係諸規程を整備している。
(5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
(6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
(7) 日常的に業務の見直しや事務機器の点検・評価を行い、改善している。
(8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-3 の現状＞
(1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
平成 31 年 4 月に清和大学事務局と清和大学短期大学部事務室が統合し、「清和大学・ 清和大学短期大学部統合事務局」が発足した。事務組織及び事務職員の職務については、「清和大学・清和大学短期大学部統合事務組織及び事務分掌規程」において示している。
事務組織は、総務課、学務課、入試広報センター、進路指導室、図書・情報センターとなっており、職制と職務が示されている。 事務局長は、事務局を統括し所属職員を指揮、監督するとしており、職務上の責任が明確となっている。なお、人事、給与、経理に関する事務は、法人事務局長（副理事長）を責任者とする法人事務局が担当している。

(2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
各事務職員は、事務分掌に従って職務に従事している。専門的知識及び職能の習得のため、研修の機会を確保するよう努めている。

(3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
事務職員の能力や適性を十分に発揮できるよう、職務、職位に応じた研修の機会を確保するとともに、チャレンジシートを活用し、個々の職務に対しての課題・目標を明確にし、能力、適性を十分に発揮できるよう環境を整えている。

(4) 事務関係諸規程を整備している。
事務関係諸規程については、「清和大学・清和大学短期大学部統合事務組織及び事務分掌規程」を整備している。

(5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
事務部署においては、事務職員全員にパソコンが支給されている。また、プリンター、コピー機、印刷機など情報機器や文書管理のための書棚などが整備されている。

(6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
SD 活動については、平成 28 年度に「清和大学短期大学部職員能力開発向上（SD）委員会規則」を制定し、職員能力開発向上（SD）委員会を設置した。SD 活動に関しては研修体系の組織化が大切であると考えており、学長等の大学執行部、教授等の教員、事務職員及び技術職員等も含め、職員がその運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・技能を向上させる SD 活動のあり方を、清和大学短期大学部職員能力開発向上（SD）委員会を中心に検討を加えており、本学の運営に関わる研修に繋がるよう努めている。

(7) 日常的に業務の見直しや事務機器の点検・評価を行い、改善している。
業務の見直しや事務処理の改善を図っている。また、多くの事務処理はコンピュータによって効率化が図られている。

(8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。
学生の動向を見極めながら学習成果が向上するよう、教員や関係部署（総務、学務、入試広報、進路、図書・情報センター）と連携して事務に当たっている。また、委員会活動（教務、学生生活、実習、就職、情報システム、入試）には事務職員も委員として参画している。

［区分　基準Ⅲ-A-4　労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。］
※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
(1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
(2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
(3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

＜区分　基準Ⅲ-A-4 の現状＞
(1) 教職員の就業に関する諸規定を整備している。
教職員に関する規定としては、「清和大学短期大学部就業規則」及び「清和大学短期大学部就業規則教員特則」によって定めるものの他、「学校法人君津学園教職員行為規範基本規則」「学校法人君津学園教職員倫理規範」「学校法人君津学園短時間勤務教職員就業規則」「育児休業、介護休業等に関する規則」「君津学園給与

規程」「清和大学短期大学部非常勤講師給与規程」「君津学園退職金支給規程」「教職員出張規程」等が整備されており、教職員の勤務、服務、給与、安全及び衛生、賞罰等について規定されている。

また、人権等に対しては、「学校法人君津学園ハラスメント防止に関する規則」「清和大学短期大学部セクシャルハラスメントの防止等に関する規則」「清和大学短期大学部個人情報保護規則」「学校法人君津学園公益通報者保護等に関する規則」が定められており、これらの規程に基づき適正な運営が行われている。

(2) 教職員の就業に関する諸規定を教職員に周知している。

就業に関する諸規程は、教職員については、採用時に基本規則集を配布し、周知徹底を図っており、非常勤教職員に対しては、事務局内で常時閲覧可能な体制をとっている。規程の改正等があった際には文書等で通知を行っており、全教職員は最新の諸規程の内容を認識したうえで勤務にあたっている。

(3) 教職員の就業を諸規定に基づいて適正に管理している。

教員の就業については、1 週あたり 4 日以上の出校と 24 時間以上の学内勤務が求められているところであるが、これらの管理については、各期の時間割が確定した段階で、曜日ごとの出勤計画の提出を求めている。勤務状況については、タイムレコーダーへの打刻及び各種届け出書の提出によって適切に管理を行っている。職員についても、各種規程に基づいた服務が徹底されており、現段階において就業に関する問題はないと考える。なお、令和 3 年度より、「専門業務型裁量労働制」を導入した。

＜テーマ　基準Ⅲ-A　人的資源の課題＞

「清和大学短期大学部教員資格審査規則」で定められている「資格審査委員会」の構成要因及び人数が実情と整合性を欠いており、早急な見直しが求められる。

科学研究費補助金等の外部資金の獲得について、必要となる情報提供は実施しているものの、獲得実績は少ない。引き続き教職員の意識向上を図ると同時に、積極的に教員が応募するよう情報提供に努めたい。

「清和大学短期大学部研究助成に関する規則」では研究費、研究旅費、研究図書費の三つの区分に分けられ、それぞれ上限額が定められている。近年、区分の上限を超えてしまう例が散見されており、区分を廃止し、総額で運用することの是非についての検討が必要である。

専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みの一環として、研究倫理に関する講習の受講を検討している。

本学の研究紀要は非常勤教員も投稿可能である。このことを周知徹底し、研究紀要の更なる充実を図りたい。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規定整備は喫緊の課題である。

教育改善（FD）委員会による授業改善に向けた FD 活動は、PDCA のサイクルに則

り、更なる充実を目指したい。
SD 活動について、平成 31 年 4 月に、清和大学事務局と清和大学短期大学部事務室が統合された。教職員の職務能力向上のために、大学との連携を含めた研修体系の組織化、研修の在り方を早急に検討する必要がある。

＜テーマ　基準Ⅲ-A　人的資源の特記事項＞
なし

［テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源］
［区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。］
※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
(1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
(2) 適切な面積の運動場を有している。
(3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
(4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
(5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
(6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、 印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
(7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
(8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
(9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
(10) 適切な面積の体育館を有している。
(11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所 を整備している。

＜区分 基準Ⅲ-B-1 の現状＞
(1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
本学の校地の面積は短大設置基準を満たしている。

(2) 適切な面積の運動場を有している。
運動場は併設の清和大学と一部共有であるが、十分なスペースを確保しており面積は適切である。

(3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
校舎の面積は短期大学設置基準を満たしている。

(4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
本学キャンパス内に障がい者用の駐車スペース、スロープ、障がい者用トイレを設置する 等の対応をとっている。あわせて校舎の階段には手すりを設置するなどの対策を講じている。

(5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて「講義室」、「音楽室」、「調理実習室」、「保育実習室」、「美術室」及び「ラーニング・コモンズ」が整備されており、各授業の目的等に応じて各教室が適切に活用されている。特に本学は幼児教育・保育を学ぶ短大であることから、音楽・体育・造形やその他の演習の授業に力を入れている。そのため、音楽室や美術室、保 育実習室、調理実習室についても授業の特性にあわせて整備しており、特に音楽関係の施設・設備については充実している。授業のみならず各種発表の場としても活用できる「音楽ホール」や、教員が学生をマンツーマンで指導できる「音楽室」は 6 室ある。併設の清和大学と共有しているコンピュータ教室は、76 台のデスクトップ PC と教員用 PC が 2 台、 レーザープリンター2 台、スクリーンとプロジェクターが設置されており、授業のみならず、レポート作成等の際にも有効に活用されている。

(6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
本学では、通信による教育を行う学科・専攻課程を開設していない。

(7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
本学 4 階の「講義室」、2 階の「ラーニング・コモンズ」には AV 機器、ビデオ映像出力可能なモニター、プロジェクターが設置されており、これらを活用した授業が展開されている。3 階の「第 1 音楽室」から「第 4 音楽室」には各室 2 台ピアノが設置されている。授業では主にピアノ実技指導で使用し、それ以外は学生が自由に練習できる。「第 5 音楽室」は個人練習用の電子ピアノ 8 台（ヘッドホン付）が設置され、複数人が同時に練習可能である。「第 6 音楽室」と「音楽ホール」にはグランドピアノがあり、授業時間以外にはいつでも使用できる。「ピアノ練習室」は 6 室あり、アップライトピアノが各 1 台設置されている。
学生は、午前 7 時から午後 7 時まで校内でピアノを練習することができ、本学の学生数から鑑みても十分に練習を行える環境になっていると考える。同じく 3 階の
「調理実習室」は大型冷蔵庫、電子レンジ付き調理台、調理器具、食器類、 プロジ

ェクター付き教卓を整備している。 2 階には「美術室」と「保育実習室」がある。「美術室」は講演台、木製テーブル 13 台、 木製椅子 50 台、大型流し台 3 台を設置している。DVD 機器、スピーカー、スクリーン、プロジェクターの他、作品を展示するための作品用乾燥棚 3 台、ピクチャーレーン 5 台を備えている。「保育実習室」は模擬保育に対応すべく設置した教場である。沐浴人形をはじめ保育所が保有している各種備品を整備している。このように学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品は十分に備わっているものと考えている。

（8）適切な面積の図書館又は学習資源センターを有している。

本学の図書館は、395,64 ㎡であり適切な面積である。座席数は閲覧スペース及び作業スペースとして 71 席設けられているほか、PC 作業用スペース（AV 試聴可）として 9 席設けられており、本学の運営上適切な規模を有しているといえる。

（9）図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。

①購入選定システムや廃棄システムが確立している。

選定システムは、単行本は「清和大学短期大学部図書館収書規則」に基づき適切に行われている。雑誌については「清和大学短期大学部図書館雑誌収書細則」によって選定され ている。図書等の廃棄システムについても確立しており、蔵書に関しては「清和大学短期 大学部図書館除籍細則」に基づいて、雑誌に関しては「清和大学短期大学部図書館雑誌収書細則」に定める廃棄期間に基づいて適切に行われている。

②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。

蔵書は図書約 29,000 冊、雑誌 98 種に加え、紙芝居等も多数保有しており、本学の教育課程編成の方針に基づき、保育者養成に必要と考えられる図書や雑誌は、概ね整備されている。特に、学生の教育実習、保育実習に対応できるように、絵本や紙芝居などの教材整備やピアノの演奏技術向上のための CD なども取り揃えており、学生からも好評を得ている。図書館は開架式で学生が蔵書や資料を手軽に手に取り利用できるように配列してあり、ゆったりとした空間は、読書に必要な照度を保ち、学生の勉学に適した場となっている。

（10）適切な面積の体育館を有している。

運動場と同様に併設の清和大学と一部共有であるが、十分なスペースを確保しており面積は適切である。大学短大間の授業時間等を調整することにより、授業を展開する上での問題は発生していない。

（11）多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所での授業を行う場合、適切な場所を整備している。

多様なメディアを利用した教室等以外の場所での授業は、想定していない。

［区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。］
※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
（1）固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程を含め整備している。
（2）諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
（3）火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
（4）火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
（5）コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
（6）省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜区分 基準Ⅲ-B-2 の現状＞
（1）固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程を含め整備している。
本学においては、固定資産、消耗品及び貯蔵品等の管理については、「学校法人君津学園 経理規程」及び「学校法人君津学園固定資産及び物品管理規程」に基づいて適切に管理しており、調達から維持管理、廃棄に至るまで、適切に実施されている。

（2）諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理についても前述の規程に基づいて行われており、学校運営上必要となる固定資産等についての整備体制も構築されている。

（3）火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
火災・地震対策、防犯対策のための諸規則として、「清和大学短期大学部消防計画」を整備しており、木更津市消防本部への届出もなされている。

（4）火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
防災対策として、毎年 11 月に避難訓練及び消火訓練を実施すると共に、木更津市消防署職員の指導の下、火災・地震の際の対応の仕方や救急救命法についての指導を受け、学生及び教職員の防災に対する意識の向上を図っている。設備関係の点検については、外部業者に委託しており、関係法令等に基づいて、電気設備点検、消防設備総合点検、貯水槽清掃等を実施している。

（5）コンピューターシステムのセキュリティ対策を行っている。
情報システムのセキュリティ対策については、「清和大学短期大学部コンピュータネットワークシステム管理規則」「清和大学コンピュータネットワーク利用規則」を定めており、 これらの規則に基づく適正な使用を徹底している。また、学内ネッ

トワークについては、学 生と教職員用を完全に分離しており、ファイアウォールやウイルス対策ソフトなどを駆使 することによって、情報セキュリティについて問題は生じてはいない。

（6）省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。
　省エネルギー対策については、「君津学園エコ活動ルール」を定めており、照明、電気製品の使用や空調機器の使用ルール、ガソリンや灯油などの燃料類から消耗品に至るまでの 取り組み方針が周知徹底されている。特に夏場の空調機器の使用を抑制すべくクールビズの徹底を呼び掛け、光熱費の削減が達成されている。さらに、調理実習で出た生ごみは、屋上に設置されているコンポスターで処理を行っており、このような活動を通じて学生達に も環境保全対策等についての意識の向上を図っている。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞
特になし

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞
なし

［テーマ　基準Ⅲ-C　技術的資源をはじめとするその他の教育資源］
［区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得さ
せるために技術的資源を整備している。］
※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
（1）教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
（2）情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
（3）技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
（4）技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
（5）教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学
内のコンピュータ整備を行っている。
（6）学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
（7）教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
（8）コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

＜区分　基準Ⅲ-C-1 の現状＞

（1）教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

本学では、教育課程編成・実施の方針に基づき、学習成果獲得のために教員組織内に「情報統括責任者」および「システム責任者」を配置している。また令和 4 年度から、清和大学情報システム委員会に本学のシステム責任者 2 名が参加し、技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。

（2）情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。

卒業必修科目「情報処理」の授業を通して Microsoft Office の利用や Google の提供するクラウドサービスに関する説明を学生に対し行っている。教職員に対してはソフトウェアが新規に導入される際には説明会を催している。また、コンピュータ機器の使い方や学内ネットワークの利用方法等については、入学時のオリエンテーションの際に担当教員より丁寧な説明がなされており、その後においても、教職員が使用方法、トラブルの解決方法等について適宜指導を実施している。

（3）技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。

5 年をめどにサーバーの入れ替え、更新を行っており、令和 2 年に入れ替えを完了した。また、端末のアップデートに関しても適宜行っており、セキュリティー対策も万全であり、適切な状態を保持することができている。

（4）技術的資源の分配を常に見直し、活用している。

教員組織内に、「情報統括責任者」および「システム責任者」を配置し、それに加え令和 3 年より情報センターを設立し職員を常駐させ、情報機器の整備にあたっている。

（5）教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。

学生は、授業において Google Classroom を設定し、授業内の資料配布、課題提出、および教員への各種問い合わせなどにはパソコンやスマートフォンを通して実施することができ、学内の情報機器は、教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう整備されている。

（6）学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。

校舎内には LAN が敷設されており、教員の研究室、進路指導室、図書館等にコンピュータ端末が設置され、また、無線 LAN も順に整備をしており、授業、研究活動、学生指導といった様々な用途に活用されている。

（7）教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。

全教室にプロジェクター及びスクリーンを設置しており、映像を使用した授業を展開することによって、学生に対する理解と学習意欲の向上に努めている。これらの設備を活用して、映像資料、動画資料等を積極的に学生に提供する教員も尐なくなく、このような取り組みが学内においても徐々に浸透しつつあると感じている。

(8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

併設の清和大学と共用している 1205 教室、1206 教室には、合わせて学生用 PC76 台及び教員用 PC2 台が設置されており、情報処理に関連する授業はこの教室で実施されている。DVD 再生機、モニター、プロジェクター、スクリーンも設置されていることから当該講義室は、マルチメディア教室としての機能を有しており、様々な授業においても活用されている。

保育実習室では、保育環境設定を学ぶことができるよう、実際の保育室を模したつくりになっている。また、ラーニング・コモンズは、グループでのディスカッションや学生同士の教え合いなど、対話をしながらの学習を通して、新しい学びの可能性を生み出す学びあいの場として設定されている。プロジェクター、スクリーン、ホワイトボード等が設置されており、自由に机や椅子を動かして、主体的に学びの場を創造することができる。調理室は、離乳食や幼児の弁当作りなどの演習が行えるよう、最新の設備を有している。

＜テーマ　基準Ⅲ-C　技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

特になし

［基準Ⅲ-D 財的資源］
［区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。］
※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
(1)　計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
(2)　財的資源を毎年度適切に管理している。
① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
③ 年度予算を適正に執行している。
④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

＜区分 基準Ⅲ-D-1 の現状＞
本学園収支に関し、令和 4 年度は、基本金組入前当年度収支差額は、151 百万円の支出超過となった。支出超過の原因としては、消耗品費や光熱水費をはじめとした諸物価の高騰があげられる。特に光熱水費については、前年度と比較して約 3 千 1 百万円の増加となっており、財政状況に大きな影響を与えている。収入面については、学園全体の在籍者数において、前年度と比較してわずかに減少しているものの、概ね前年度と同程度の収入を確保することができている。
資金収支の状況についても令和 3 年度から令和 4 年度で翌年度繰越支払資金は、58 百万円増加し、2,169 百万円となっている。日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」においても本学は B0 に該当しており、現段階において財政状況に大きな問題はないといえる。

貸借対照表の状況も健全に推移してきている。従前から本学は借入金がなく、校舎等の建て替え等の際にも、全て自己資金で行ってきた。そのため負債の構成比率は非常に少なく、流動比率についても問題はない。平成 30 年度に清和大学短期大学部の新校舎建築、令和 3 年度には附属幼稚園の新園舎建設等といった大規模な設備投資を実施したが、運用資産は、着実に増加しており、短期大学が存続可能な財政が維持できているといえる。

本学園全体の財政における短期大学の占める割合は決して多くはないが、学園の方針としては各部門で採算を確保できる運営を目指すところであり、その目標に向けて財務改善に取り組んでいる。

退職給与引当金については、期末要支給額を基にして私立大学退職金財団に対する掛金の累計額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額を計上しており、また、同額を退職給与引当特定資産として計上することによって、教職員の将来的な退職時に必要となる資金を備えている。

資産運用については、平成 28 年度に学校法人君津学園資産運用規程を整備しているが、令和 3 年度までは、運用資産については、定期預金を保有するのみで、積極的な運用を行っていなかった。しかしながら、運用資金も順調に増加してきていることから、本年度より、特定資産の一部について、有価証券で運用することを決定した。本学においては、原則として元本毀損リスクが無い安全性の高い有価証券で運用を行っているが、従来と比較するとある程度の資産運用収入を獲得することができており、今後も証券会社等との情報交換を重ねながら、継続して資産運用についても実施する予定である。

令和 4 年度における短期大学部門の教育研究経費は、経常収入の 37.9%となっており、過去 3 年間を見ても常に 20%を超えていることから、教育研究活動への支出も十分であると考える。

教育研究用の施設設備及び学資資源への資金配分についても、教育活動上必要となるものについて、適切に予算計上し、資金配分を行っている。

公認会計士監査は、例年 10 日程度、延べ 50 名程度の公認会計士による監査が実施されており、会計処理等については適時指導をいただき、改善を図っている。また、毎年、公認会計士と理事長とのディスカッションも実施しており、学園の運営に関しても意見交換を行っている。監査結果は監査報告書として理事長及び監事に提出されており、適切に対応している。

現在、寄付金については、積極的に募集は行っていないが、今後は同窓会とも連携し、寄付金の募集体制を強化していく予定である。

入学定員については、平成 30 年度に入学定員を 120 名から 100 名に変更し、令和 3 年度からは、更に 20 名削減し、80 名とした。この結果、令和 3 年度の入学定員充足率は 98.9%、令和 4 年度の入学定員充足率は 95.0%と概ね定員確保が達成されている状況となっている。

入学者数自体はここ数年 80 名程度で推移しているものの、18 歳人口減少の影響に加え、高校生の短期大学離れが予想される状況を鑑みると、今後は、ますます学生募集が困難となることが予想されており、現在の入学定員 80 名をしっかりと確

保し、この定員規模で継続できる体制を維持していく必要がある。

本学においては、5 年毎に中期計画を策定しており、現在は令和 2 年度から令和 6 年度の中期計画に基づいて毎年の事業計画を立案している。毎年、関係部署のヒアリングを実施した上で、翌年度の予算及び事業計画を策定しており、評議員会及び理事会の決議を経て決定している。決定した予算については、学校法人君津学園代表者会議において、各設置校の代表者に伝えられ、それぞれの部署に共有されている。経理部門においては、毎月資金収支月報及び事業活動収支月報を作成し、予算の執行状況も適切に管理している。また、日常的な出納業務は経理部長が責任者となって適切に行っており、支払い状況については全て事務局長を通じて理事長に報告を行っている。会計処理については、会計システムを活用し、適正に行っており、伝票、帳簿、台帳等の作成、管理についても問題なく実施している。月次試算表についても、毎月作成しており、経理部長から事務局長を経て、理事長に報告する体制を構築している。

［区分　基準Ⅲ-D-2　日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　短期大学の将来像が明確になっている。

(2)　短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。

(3)　経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。

① 学生募集対策と学納金計画が明確である。

② 人事計画が適切である。

③ 施設設備の将来計画が明瞭である。

④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。

(4)　短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。

(5)　学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

［注意］

基準Ⅲ-D-2 について

(a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。

(b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

＜区分　基準Ⅲ-D-2 の現状＞

短期大学を含めた学園の将来像については、令和 2 年 3 月の理事会で学校法人君津学園中期事業計画（令和 2 年度～令和 6 年度）を策定し、方向性を定めている。

本学の強みとしては、南房総地区における唯一の短期大学であること、幼稚園教員免許及び保育士の資格を取得できること、併設高等学校から毎年多くの学生を受け入れることができていることがあげられる。また、就職に関しては、毎年多くの保育所、幼稚園から多数の求人があり、まだまだ保育士等の需要は高い。一方で弱みとしては、南房総地区の 18 歳人口の減少及び高校生の短期大学離れ等があげられる。今後学生確保が益々厳しくなることが予想される中、短期大学を存続させていくため、広報活動の一環として環境分析を行っているが、地域の小中学校とも連携し、保育士等の魅力を発信していくことも大切であると考える。

経営計画については、前述した中期事業計画において明確に定めている。それぞれの設置校ごとに過去の入学者の動向を分析し、課題を明らかにすることによって、今後の募集対策につなげることを目標としており、今後の入学予定者数に基づいた収入計画、支出計画を定めている。人件費の抑制については継続的に取り組んでおり、退職者等の補充について計画的、効率的に実施してきたことによって相当の効果を上げることができている。本学においては、令和元年度に新校舎が竣工しており、施設面、設備面共に、大幅な改善が出来たことに加え、当面の間は大規模な設備投資が不要であり、修繕費等の抑制が期待できる点も強みであると考えている。

本学においては、遊休資産は保有しておらず、外部資金の獲得については科学研究費等の獲得に向けて、教員に対しての働きかけを行っている程度であり、寄附金募集や積極的な資産運用については、今後の課題として、現在検討を進めているところである。

短期大学における定員管理については、令和 2 年度に改めて入学定員の見直しを行い、定員充足率は大幅に改善した。今後は、この定員規模に見合った予算配分を実施していく。

学生募集状況等については、教授会の度に入試委員会より報告がなされており、必要な情報及び危機意識の共有がなされている。財務情報及び事業計画についても教職員に対して説明を行っており、全教職員が本学の置かれている状況を理解した上で、少しでも状況を改善すべく、日々の業務に当たっている。

＜テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

入学者の確保が最重要課題であり、学生募集活動を更に強化していきたい。募集活動を強化するためには、本学の魅力を高めるだけでなく、地域貢献等を通じて、改めて保育士等の魅力を伝えていく必要がある。また、併設校や近隣の高等学校との連携を強化し、出前授業等を通じて本学の教育力等を積極的に発信していくことを考えている。

これらに加えて、経費の節減等をより一層強化していくことによって、短期大学単体で継続的に収支の均衡が図れる財務体制を構築していくことが必要であると考える。

＜テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

特になし。

【基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス】

［テーマ　基準Ⅳ-A　理事長のリーダーシップ］
［区分　基準Ⅳ-A-1　理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。］
※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
（1）理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
①　理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
②　理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
③　理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議委員会に報告し、その意見を求めている。
（2）理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意見決定機関として適切に運営している。
① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
（3）理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
①　理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有している。
②　理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
③　寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

〈区分　基準Ⅳ-A-1 の現状〉
（1）　理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。

理事長は、本学園の創立以来、平成 27 年 11 月まで、創立者である真板益夫が勤めていたが、平成 27 年 11 月 23 日に他界したことによって、当時、副理事長であった真板竜太郎が平成 27 年 12 月 1 日付で就任した。現理事長は平成 11 年に理事に、そして平成 13 年に副理事長に就任して以来、常に先代理事長を補佐し、学園の発展のために尽力しており、建学の精神及び教育理念について十分に理解した者である。また、副理事長の時から、短期大学の学長及び併設高等学校の校長を兼務し、両校の発展を支えてきたことからも、学園の発展に寄与できる者であるといえる。

② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

理事長は、寄附行為に基づき、学校法人を代表し、その業務を総理しており、様々な場面においてリーダーシップを発揮し、他の理事のみならず、各設置校の管理職との連携を図りながら、学園の適切な運営を行っている。

③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算及び事業報告書）を評議委員会に報告し、その意見を求めている。

理事長は、私立学校法第 37 条の規定に基づき、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

(2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意見決定機関として適切に運営している。

① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

理事会は、寄附行為第 6 条第 2 項において、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督することが定められており、理事長によって適正に運営されている。

② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。

理事会は、理事長によって招集されており、議長は理事長が勤めることとなっている。

③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。

「清和大学短期大学部自己点検・評価委員会規則」において、教授会の了承した点検結果、評価報告については、理事会に報告することが定められており、報告内容について理解し、必要に応じて意見を述べることによって、理事会は、認証評価に対する役割を果たし、責任を負っているといえる。

④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。

理事会は、短期大学の発展のため、学園の運営に必要となる情報の収集に積極的に努めている。理事長及び理事は日本私立短期大学協会の理事長協議会や、関東私立短期大学協会、千葉県私立大学短期大学協会主催の研修会等に積極的に参加しており、情報交換や他大学との交流を行っている。また、理事長は、定期的に設置校の代表者を招集した代表者会議を開催しており、各設置校の事業報告や事業計画書等を聴取することによって学内における課題等についての情報も積極的に収集し、学園の中長期計画に反映をさせている。

⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

理事会は、設置する大学及び短期大学の学長、評議員の互選により選出された者、功労者及び学識経験者によって構成されており、学園の運営に法的責任があることを十分に認識したうえで、短期大学を含むすべての設置校の永続的な発展のために

尽力している。

⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
理事会は、学園の適正な運営のために必要となる規程や規則を整備しており、特に重要な規程については、理事会の決議に基づいて制定され、また、改定についても理事会において審議することとなっている。

(3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有している。
理事は、建学の精神を理解し、本学の健全な運営を行うことのできる見識を有している。

② 理事は、私立学校の役員の選任の規定に基づき選任されている。
理事は、私立学校法第 38 条に基づいて選任されている。

③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。
寄附行為第 13 条第 2 項に定める、役員の退任事由において準用されている。

〈テーマ　基準Ⅳ-A　理事長のリーダーシップの課題〉
特に問題はない。

〈テーマ　基準Ⅳ-A　理事長のリーダーシップの特記事項〉
少子化が進み、今後の経営環境が益々厳しくなることが予想される。現状をふまえ、安定した教育活動を継続していくためには、財務体制の強化が必要不可欠である。
そのためにも、理事会のガバナンスを強化し、理事長の強いリーダーシップの下で、様々な経営改革を遂行していく必要がある。社会情勢を見極め、適正な経営判断を行っていくことが求められている。

[テーマ　基準Ⅳ-B　学長のリーダーシップ]
[区分　基準Ⅳ-B-1　学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]
※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見
を参酌して最終的な判断を行っている。
② 学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関して識見を有してい

る。

③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて

努力している。

④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続きを定めている。

⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

(2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

① 教授会を審議機関として適切に運営している。

② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。

③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育

研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。

⑤ 教授会の議事録を整備している。

⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を有する。

⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程に基づいて設置し、適切に運営している。

〈区分　基準Ⅳ-B-1 の現状〉

(1)　学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

① 学長は、教学運営の責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

学長は、教学運営の最高責任者である。教授会規則に基づき、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

② 学長は人格が高潔で、学識が優れ、大学運営に関して識見を有している。

学長選考の過程において、学長候補者については、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者であることが求められており、現在の学長はこれらの要件をすべて満たしている。

③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

現学長は、平成 13 年から学園の副理事長を務めていたこともあり、建学の精神に基づいた教育研究を推進できる者であり、短期大学の向上・充実に向けて日々努力を重ねている。

④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続きを定めている。

学長は、学生に対する懲戒の手続きを定めている。

⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

学長の選考は、学長選考規則に定められており、理事長が指名する理事 4 名と教授会により選出された教授 2 名による推薦委員会の議決によって、候補者を理事会に推薦し、理事会によって選考される。選任された学長は、教学運営の職務遂行に日々努めている。

学長は責任ある意思決定と、学内で発生する諸問題に速やかに対処すべく、本学の運営に関する重要事項について、企画、立案を行う機関として学長室会議を設置している。学長室会議は、学長、副学長、学長補佐、学監、教務部長、学生部長、図書館長、大学短期大学事務局長、総務課長、学務課長をもって構成されており、様々な立場からの意見を学長に述べることによって、学長の教学面における大学運営を支えている。

(2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

① 教授会を審議機関として適切に運営している。

学長は、学則及び教授会規則に基づいて教授会を開催しており、教育研究上の審議機関として適切に運営をしている。平成 26 年度の学校教育法の改正を受けて、学長がよりリーダーシップを発揮できるような体制を構築すべく、様々な規程の見直しを実施した。

② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。

学長は、教授会規則の第 3 条において、教授会が意見を述べる事項について明確に定め、周知徹底を図っている。

③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について、毎月開催される定例教授会、及び必要に応じて開催される臨時教授会の意見を聴取した上で決定している。

④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審

議する事項がある場合には、その規程を有している。
教授会の運営は全て教授会規則に基づいて行われている。

⑤ 教授会の議事録を整備している。
教授会での審議事項については、全て議事を作成し、内容の確認を行っている。

⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を有する。
学習成果及び三つの方針については、教授会において報告・審議がされており、全ての教員がその内容を認識している。

⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規定に基づいて設置し、適切に運営している。
教育研究業務を遂行するために 12 の委員会（①教務委員会　②学生生活委員会　③研究委員会　④図書委員会　⑤入試委員会　⑥就職委員会　⑦実習員会　⑧自己点検・評価委員会　⑨個人情報保護委員会　⑩免許状更新講習委員会　⑪教育改善（FD）委員会　⑫職員能力開発向上（SD）委員会）を設置している。各委員会においては、それぞれの担当する事項について、調査、立案、及び審議を行っている。
各委員会において立案した事項については、教授会の議を経て、最終的には、学長が決定することとなる。各委員会の委員長は学長が指名し、委員長は、委員会における議題及び審議の結果について速やかに学長に報告するという体制が構築されていることによって、学長が強いリーダーシップを発揮することが可能となっている。

〈テーマ　基準Ⅳ-B　学長のリーダーシップの課題〉
学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催しているが、併設大学と合同で審議する事項がある場合の規程を有しておらず、早急な対応が求められる。

〈テーマ　基準Ⅳ-B　学長のリーダーシップの特記事項〉
従前までは、学長及び教授会は、主に教育研究分野の充実を図ることを目的とした運営を行ってきた。しかしながら、18 歳人口の減少が進む現在においては、教学部門のみならず経営的な観点からも短期大学の運営を考えていかなければならない。学長は理事長を兼務していることから、経営全般においてもリーダーシップを発揮することができる立場にあるが、学長だけでなく、学長室会議や教授会においても、経営面、財務面についての関心を持ち、財務状況等についても、意識しながら教育活動を推進できる様な体制を構築していかなければならない。

［テーマ　基準Ⅳ-C　ガバナンス］
区分［基準Ⅳ-C-1　監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。］
※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
(2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議委員会に出席して意見を述べている。
(3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度の終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

〈区分　基準Ⅳ-C-1 の現状〉
(1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
監事は、寄附行為に基づいて適正に選任されており、その業務の執行状況も適切である。

(2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議委員会に出席して意見を述べている。
監事は、理事会及び評議委員会に必ず出席し、必要に応じて意見を述べている。
また学校行事や公開授業などの際にも来校しており、学校の様々な教育活動についても十分に把握した上で、理事長、学長をはじめとした、多くの教職員と意見交換を行っている。

(1) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度の終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

監事の職務は、寄附行為に基づくものであり、法人の業務若しくは財産の状況を監査し、毎会計年度、監査報告書を作成し、会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。さらに必ず毎年、公認会計士との面談を実施し、財務的な課題等について情報を共有し、監査体制の強化を図っている。

[区分　基準Ⅳ-C-2　評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]
※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
(1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
(2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

〈区分　基準Ⅳ-C-2 の現状〉
(1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
評議員会は、寄附行為第 14 条により 17 人以上 22 人以内の評議員をもって組織することが定められている。理事の定数が 7 人であることから、評議員会は必ず理

事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織される体制になっている。

（2）評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。
評議員会は、大学の学長、短期大学の学長、高等学校の校長といったあて職の評議員に加え、法人の職員、卒業生、保護者及び学識経験者等から選任された者によって構成されており、様々な立場や考えに基づく幅広い意見を収集することができる体制となっている。寄附行為第 15 条に定める事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなくてはならないこととなっており、私立学校法第 42 条の規定に従った運営が行われている。

区分　基準Ⅳ-C-3　短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。
※当該区分に係る自己点検・評価の観点
（1）学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
（2）私立学校法に定められた情報を公表・公開している。

〈区分　基準Ⅳ-C-3 の現状〉
（1）学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づいて、ホームページにおいて教育情報を公表している。
（2）私立学校法に定められた情報を公表・公開している。
私立学校法第 47 条に基づいて、ホームページ上において適切に公表している。大学短大事務局では、財産目録、計算書類、事業報告書及び監事の監査報告書の閲覧に供している。
〈テーマ　基準Ⅳ-C　ガバナンスの課題〉
特に問題はない。

〈テーマ　基準Ⅳ-C　ガバナンスの特記事項・改善計画〉
〈基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンスの改善状況〉

（a）前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況
平成 30（2018）年度より、小学校の教職課程を取り下げ、幼児教育・保育に特化した「こども学科」に名称を変更した。少子高齢化の影響で、高校生の数が年々減少し、令和 3（2021）年度よりは、入学定員をさらに縮小せざるを得ない状況である。経済的理由により、進学を断念せざるを得ない高校生を支援すべく、特待生制度の枠を広げる予定である。
施設設備については、平成 31 年 4 月に、施設設備において十分な新校舎を竣工した。

（b）今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

理事、監事、評議員は、本学の建学の精神、理念を理解した上で、学園の運営を実施しているが、各設置校における具体的な課題等については、より現状を把握した上での迅速な対応が求められることとなる。そのためにも、各設置校における管理職との連携を強化し、合理的かつ効率的な学校運営が実施できるような体制を構築していきたい。特に、学生募集に関しては喫緊の課題であり、全学体制で臨まなくてはならないものと感じている。特に短期大学においては、併設の高等学校との連携の更なる強化が重要であり、募集活動の面だけでなく、カリキュラム等についても協調することによって、短期大学の存在意義を高めていきたいと考えている。